

# 大坂町奉行所の刑事判例(五)

—— 大坂城代土屋氏御用留による ——

藤原 有和

十 安政四年正月より三月に至る 御用留

(中略)

(表紙) 安政四丁巳年

御用留

従正月至三月

土浦(朱書)

—

(前略)

覚

一不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不顧、

右掛合ニ携候一件御仕置、当地町奉行相伺候趣、申

上候書付、壹通

但、町奉行共差出候帳面壹冊

(中略)

(朱書)「九」

右之通書付都合拾八通、帳面八冊、絵図拾五枚進達之

仕候、以上

正月廿六日

土屋采女正

御老中五人様

但、町奉行共差出候書付壹通

(中略)

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不顧、右懸合ニ携候一件御仕置、当地町奉行相伺候趣、申上候書付

土屋采女正

中之丁

増田作右衛門御代宣所  
攝州西成郡難波村

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者身分を不顧、右

懸合ニ携候一件吟味伺書壹冊、佐々木信濃守・久須美

佐渡守差出御仕置之儀、黃紙下ヶ札を以相伺申候、依

之右伺書壹冊入御披見相伺候、宜御差図被成可被下

候、以上

正月廿六日

(内表紙)

「不筋之掛合いたし、取立金横取、又者

身分を不顧、右懸合ニ携候一件吟味伺書

御扣(朱書)

掛

佐々木信濃守

久須美佐渡守

摺州難波村中之丁武八不筋之及掛合、取立金横取いた

し候儀三天王寺附樂人園駿河引合罷在候趣ニ相聞、先

例も有之候間、同人呼出、楽人仲間預申付、其段土屋采女正江相達一件吟味仕候趣、左之通御座候

伊兵衛借屋

佐兵衛方座敷借  
罷在候

辰十一月十一日入牢 武 八

辰式拾九歳

(黃紙下ヶ札)

「此武八儀、半左衛門頼聞候榮藏壳掛金銀、利兵衛合取立方之儀者元來身分ニ不拘儀候処、謝礼も可有之与

欲心ニ迷ひ、樂人園駿河江申談、身柄之權威を以掛ケ合、取立可遣与同人江相頼、駿河差図与者申なから、

利兵衛方江罷越及催促、急速埒明不申候ハ、駿河令直々掛ケ合も可有之申談、対談之上為内入請取候

金式拾兩致横取遣捨、被捕吟味請候節、右之内拾兩者駿河方江差出置候段、一旦相違之儀をも申立候始末、不届ニ付、死罪可申付候哉」

右之者吟味仕候処、以前者市中住居材木渡世、又者廻船をも所持いたし候処、近年損賦夥敷身上相仕舞、遠国向之滯銀等取集、漸取統候程之儀ニ而、然ル処去卯十月中日不覺、知人安治川南四丁目角平方居候半左衛門罷越、新大黒町まつ代判太郎兵衛同居右まつ悴栄蔵今南堀江四丁目利兵衛江壳掛滞金七両銀拾壹貫五百日取立之儀頼請、度々催促いたし候得共不濟寄、栄蔵相歎候ニ付、埒明候取扱方者有之間敷哉、折入勘弁相頼候旨申聞、取立遣候ハ、相応之礼物も可有之与存候得共、右躰半左衛門も骨折候上之儀、一ト通りニ而者埒明申間敷与思慮いたし、此者者四天王寺附楽人園駿河方江立入、同人者才覚有之人物ニ付頼込、身格之權威を以掛合貲候ハ、急済之運ひも附可申哉与心付、其段半左衛門江申談候処、可然頼吳候様申聞、同十一月上旬与覺駿河方江參、右手続申聞、追而者謝礼之心含も有之趣ニ而及頼談候処、承知いたし、一応本人共面談いたし度旨申聞候間、其段半左衛門江申遣、同人并栄蔵店方引請居候下人善兵衛罷越、駿河江直頼いたし候

由ニ而、早々利兵衛方江罷越、栄蔵江之滯金銀返済いたし候様篤与可申談与駿河申聞候ニ付引請、右之趣利兵衛江及掛合候処、兎角困窮申立、曉与挨拶も不致候ニ付、其場之存付を以急々片付兼候ハ、駿河方直ニ掛合也可有之旨手強ニ申談候処、殊之外相恐候様子ニ而当銀三貫目差入、残金銀年賦済之取扱ニいたし吳候様相縋候間、駿河等江可申聞旨ニ而立別、同人江も未申聞内、同十一月七日十日金拾両ツ、持參、右者三貫目之内入ニ相渡、殘銀調達次第可相渡旨申聞、都而一己ニ受込置候折柄、手元貧迫之余、如何之儀与者存候得共、右金暮方等之入用ニ遣捨候後、駿河方何等之沙汰も無之候処、猶又栄蔵方々利兵衛江直催促およひ候由ニ而同人并善兵衛方も懸合有之、自然駿河方江問合有之候而者弥不都合ニ可相成与心付、当五月中同人方江罷越、前書之趣打明申聞、早々調達之上栄蔵方江可相渡候得共、若夫迄ニ同人方等の問合も有之候ハ、右之内拾兩駿河方江預り有之姿ニ申繕吳候様相頼候処承引有之、其後も急々才覚いたし候得共、調達難相成、追

々善兵衛(破損) 催促受、無致方駿河方江預ケ  
置(破損) 紛罷在候処、被捕吟味請候節、答方ニ差

詰、右躰駿河江頼置候儀も有之候間、請取候金子之内  
拾兩者同人江差出置候旨申偽候処、駿河も呼出ニ相成、

突合吟味請、有躰申立候儀ニ而重々恐入候段、申之候  
付、実者駿河申合、兼而不筋之取扱ニ立入、多分之金  
銀掠取候儀ニ可有之旨察度申聞、再応吟味仕候処、曾

而右様之儀無之段申之候得共、右始末不届之旨、吟味  
詰候処、無申披誤入候由申之候

四辻家支配  
四天王寺附樂人  
園 駿 河  
辰三拾七歲

も可致旨等申聞候ニ付、与風心得違承知いたし、何れ  
本人共ニ面談之上可取計旨申聞、栄藏下人善兵衛并兼  
而扱ニ立入候半左衛門呼寄、委細承り、早々利兵衛方  
江参、栄藏江之滞金銀急々済方いたし候様可申談旨、  
武八江申付遣、否未申聞候内、樂人共身分謹方之儀ニ  
付、奉行所々厚申諭有之、右躰之筋ニ携候而ハ如何与  
心付、其儘ニ捨置

〔朱書〕  
「書面謹慎方之儀者四天王寺附樂人共之内身分ニ不  
拘、不筋之儀ニ携候趣、毎々風聞有之、実事ニ候ハ、

難捨置儀、以來身分を相弁、右躰不正路之儀ニ決  
而携間敷、若相背、如何之次第相聞候ハ、無用捨、  
速ニ召捕、嚴重之可及取計旨等之儀、信濃守手限、

去卯十一月中四天王寺年預を以篤与為申諭候儀ニ  
御座候」

其後武八々何等之儀も不申越候処、当五月中同人罷  
在、然ル處去卯十一月中兼而立入いたし候前書武八罷  
越、其以来追々利兵衛方懸合之上、当銀三貫目差人、  
残分年賦済之積及応対、内金弐拾両請取、栄藏江可相  
由ニ而、取立方之儀相頼、尤行届候上者相応之謝礼を

渡処、急入用有之遣込、當時專調達中ニ候得共、若夫迄之内先方々問合も有之候ハヽ、右之内拾兩此者手元江相預置候趣ニ申縉吳様頼聞、以之外之儀与者存候得共、最前此もの申談候手続も有之、嚴重之挨拶もいたし兼致承引置候処、吟味相成恐入候儀ニ而、武八横取いたし候金子之内聊も請取候儀者無之旨申之候付

(朱書)

〔書面榮藏・半左衛門并善兵衛相糺候処、榮藏者多病ニ付、家事取計向万端善兵衛江相任せ置、然ル处利兵衛江壳掛金銀相滯及催促候得共、不埒明、取扱方善兵衛ハ半左衛門江相頼、同人も數度利兵衛江掛合候得共、同様埒明兼、折角被頼候詫も無之候ニ付、猶又半左衛門ニ武八江相頼候処、同人者園駿河方江立入いたし候由ニ而、楽人之權威を以取立可遣旨申聞候ニ付、不筋之儀共不心付、其段善兵衛江も相咄置候後、同人并半左衛門者駿河方々招ニ付罷越、一株之手続夫々申述、猶相頼置、其後半左衛門者携不申、追々日限相立候得共、否

之沙汰無之候ニ付、善兵衛儀様子承り度存、駿河者身柄之儀ニも有之候間、直々利兵衛方江及催促候処、武八江応対詰之上、内入金迄相渡置候旨申聞、驚入、猶同人江及懸合候得共、彼は申紛当惑罷在候儀ニ而、右者善兵衛一己ニ取計、榮藏江者不申聞、同人并半左衛門も其後之始末者吟味ニ付、巨細承知いたし、銘々恐入候旨申之候付、榮藏方江可請取壳掛金、利兵衛相滯、取立方半左衛門ハ武八江相頼候節、同人儀園駿河江申談、楽人之權威を以取立可遣旨申聞候を不筋之儀与も不心付、半左衛門・善兵衛俱々駿河江相頼、既濟方金武八横取いたし候次第二至候段、榮藏者善兵衛江家事相任せ置候共、申付方不行届、一同不埒三付、半左衛門・善兵衛者過料五貫文ツ、申付居候、又者下人之身分ニ付、過料難差出候ハヽ、五十日手鎖申付、榮藏者急度叱り置候様可仕与奉存候

一利兵衛相糺候処、榮藏江可払渡金銀相滯、半左衛門ハ度々催促受候内、武八罷越、榮藏ハ園駿河江

相頼候由ニ而、右滯金銀早々済方可致旨、同人口

辰

十二月

掛  
佐々木信濃守

久須美佐渡守

上を以申聞候得共、何分之困窮之折柄、只管猶予  
相頼候処、急々埒明不申上者、駿河令直々懸合ニ  
也可相成旨手強ニ申聞、身柄之者入來等有之候而  
者渡世之妨ニ相成、迷惑ニ存、武八江応対之上書

(中略)

〔内表紙〕  
「大坂近海江魯西亞船渡來之節、諸

御入用等取計方之儀ニ付、奉伺候書付

御扣(朱也)

佐々木信濃守

久須美佐渡守

不申候」

実者請取乍遣捨、同人ニ為引請候儀ニ而、右之外ニも

品々不筋之取扱ニ加リ、金銀貪取候儀等可有之旨察

度申聞、再應吟味仕候処、曾而右様之儀無之段申之

候得共、右始末不埒之旨吟味詰候処、可申立様無之

由申之候

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黃紙下ケ

札を以奉伺候、以上

外急務之廉々嚴重申付置候而引統組之もの共召連、目印山江出馬仕候上、対馬守始川口御船手在坂御目付等品々申談取計、右異國船同十月三日安治川沖退帆、同六日四国路大洋江出払候趣付、同八日固人數為引払候次第等委細之儀、其都度々申上候儀ニ御座候、然ル処前々大坂近海江異國船渡來仕候儀無之候付、諸手當向等取計方見合も無御座、第一帝都程近之儀、旁以諸事手厚ニ申付候方与談判之上、右牴碇泊ニ付、機會不取失様、番船上荷船等數艘船數相增手當申付、沖手所々江遠卷ニ昼夜為差出置、夜中者右番船之外ニも渡海船江組之者為乘組、異國船進退見張并為注進、押送船上荷船等も冲手江差出置、或夷人共ハツティラニ而冲手乗廻候付、川内江乘人、又者上陸等之為手当、安治川・木津川・尻無川・傳法川等之海口江是又昼夜組之者為相詰、自然之節船閥其外為手当、其ヶ所々江別段ニ前同様之上荷船等數艘番船申付、又者佐野龟五郎申立有之川口三ヶ所之御

番所江も是又昼夜番船數艘為差出、其外右御用筋ニ而私共御役所始諸向ニ而日々相遣候役船之分共惣船數五千式百式拾三艘ニ而、此加子質共都合銀百五拾七貫百六拾五匁、全船方入用高ニ相成申候一右異國船渡來ニ付、前書目印山并海口所々江為手当人足召連、三郷惣年寄共為相詰、非番之者共者昼夜繁々市中見廻り、火之元万事為心付、或諸向江急使其外廉々ニ而召仕候町掛人足質并諸雜用都合銀四拾老貫九百四拾壹匁九分、全三郷入用高ニ相成申候

一右目印山江相詰候奉行始、同所并海口所々江相詰候組与力同心惣年寄以下末々之もの、又者所々番船加子之者等昼夜數百人之飯米代并焚出、其外諸雜用紙筆墨蠟燭等品々小買物代、或異國船退帆ニ付、夷人共々乞候食物類持送并右為取扱、町奉行御船手両組之者等紀州加太浦迄差遣候節之諸雜用共都合銀三拾八貫七百式匁七分、全御入用高ニ相成申候

右口々之内町掛人足質之儀、年々惣会所入用相嵩、町役多相掛、三郷町人共難渋仕、船方之儀者兼而定之通、年々運上銀上納仕来候処、追年働方不景氣ニ而仲間及困窮候付、町入用之儀者天明九酉年其節之先役共取締之上、格別減方申付、三郷町々令壱ヶ年出銀高取極、右定銀高々余分町入用相掛申間敷段、惣年寄共井町中江申渡有之、船方之儀も寛政二戌年同様取締之上、御用之役船遣高等是又格別相減、仲間入用万端取締之儀も申渡有之、近年御改革ニ付而茂兼而取極之通、嚴重可相守旨も向々江申渡有之候処、前書異國船渡來ニ付、臨時格別之諸入用相掛、町掛人足質之儀壱ヶ年之定銀高三而者惣会所払方難引足、船方之儀も別而多分之船數ニ而夥敷入用高ニ相成、一統難渋仕候由を以取計方之儀、惣年寄与も伺出候付、事実吟味仕候処、前書之通相違無御座候、右人足又者船方之者等者何れも身薄ニ而其日送り之者共ニ付、夫々効料速ニ仕払不遣候而者手懲仕、此後万一異國船渡來仕候儀杯有之候節、諸手當向差支

御用弁ニ拘候儀有之間敷共難申、然ル時者以之外之儀与夫是厚勘弁仕取調候処、享和二戌年淀川筋洪水ニ而國役堤切所々河州交野郡外武郡摸州東成郡村々一円水込入、右堤裏ニあふれ水大坂大川筋江押出、三郷町端人家等江水込入候場所も有之、右御救方又者諸手当等品々取計候節、町掛人足諸入用合銀式拾八貫六百式拾四匁余、船方同式拾六貫五百九拾八匁余、全臨時之儀ニ付、其節之先役共奉伺候上、翌亥年暮私共御役所掛御貸付利銀取立高之内右入用銀之分下ケ遣候例も有之候付、右ニ引当追而取計方奉伺候積を以、差向御役所附掛ケ屋町人共江連々償戻之儀申諭、右入用銀為振替向々差支無之様取賄置候儀ニ有之、其外異國船一条ニ付、全御入用之分も前書洪水之節取計ニ准シ、兼而大坂御金蔵江仮納仕置候銀六拾貫目之内右請取仕払可申処、右仮納銀者過料欠所銀等を以、其年中ニ相償候筈之御仕法ニ而既洪水之節も追而償方差支候付、是又奉伺候上、償不足銀四拾式貫四拾三匁余并右一件ニ而未払方不相

濟候御入用銀式拾弐貫六百六拾弐匁余之分共前同様  
御貸付利銀之内を以取賄有之、此度之儀も同様償方  
差支可申者必定之儀ニ付、右格を以前同様掛ヶ屋町  
人共江申諭為振替、右之分も仕払、夫々急場無差支  
様取賄置候儀ニ御座候

(朱書)

「書面洪水之節、水難之者共御救ニ付、夫食之儀  
者御藏米請取之并右焚出諸雜用、其外難渋人共  
差置候小屋掛御入用等者、御金蔵合請取取計候  
趣、御役所書留相見申候」

右二付掛屋共振替銀連々償方之儀、精々取調候処、  
天保八酉年以前迄私共御役所御入用仕払不足之節、  
掛屋共振替銀仕埋、残銀六百九拾壹貫目余之口江此  
度之分も一纏ニいたし、仕埋方之儀者兼而御下知御  
座候通、利銀月四朱等之御貸付利銀之内を以取計候  
様可仕与奉存候、然ル処元来私共御役所壹ヶ年御入  
用御定銀之儀、先年迄追々減方被仰渡、手を詰御座  
候処、猶又弘化元辰年銀四拾貫目を以可取賄旨御下  
江御下ヶ金為足銀、御貸付并出所不知唐物売買一件

奉伺旨、其外等之儀御下知有之候付、書面之通  
奉伺候儀ニ御座候】

二而御取上之藥種其外品々払代銀過料欠所銀御貸付、右武口利銀之儀弘化三年年迄之分御金藏納相濟、同四年迄去辰年迄取立候利銀六拾弐貫七百目余有之、右利銀之儀者兼而申上置候通、御入用仕払向三取足候様仕度段、追而奉伺候積を以、當時取調中御役所ニ有之候付、右之分并向後之分共掛ヶ屋共振替銀相濟候迄、右償方ニ差加候得者仕埋抄取可申儀ニ付、右之通取計年々御勘定仕上候様可仕候哉

(朱書)

【書面御金藏納可相成利銀之儀、右辰年諸御貸付御仕法替之儀、其節之先役共奉伺候節、利銀月四朱御貸付利倍之儀者去ル寅年元高ニ利付、貸付之分相復候ハ、其節目當高取調、冥加勤等相止、御出方相成候天満橋外拾橋并牢番人其外諸入用与も、此上減方勘弁いたし、都而利銀を以取賄、掛屋共振替銀之分者手限貸付利銀をも差加、早々差戻、御金藏納可相成、利銀取足仕払并町人共上ケ銀有之候節、貸付ニいたし候儀者其節々可

一此度問屋組合等文化以前之通再興相成候付、大坂大川筋天満橋外拾橋掛直シ大御修復、平常小破急破御修復与も無代ニ而定請負并右為手当、旅籠屋九百軒分差配之儀、明和年中常盤町三丁目重三郎先祖之者願請候通、當重三郎江復古之儀、去ル子年其節之先役共奉伺候上申渡、右旅籠屋共者月々銀五匁免重三郎手元江役銀取立候、兼而之取極ニ御座候處、天保十三寅年御改革後、銘々勝手ニ旅籠屋渡世仕、差向人数増減可有之哉ニ付、前々取極候軒數高ニ不拘、現在之姿を以重三郎江差配申付、且大坂三ヶ所泊茶屋之儀も右寅年御趣意有之、其以来旅客寢泊をも引受、旅籠屋同然之様方相成候付、右之分も旅籠屋並之通、役銀為差出、夫々各重三郎手元江取集候役銀九百軒分者兼而願受候通、同人ニ進退申付、自然余分有之候得者、御役所江為相納候儀も是又伺濟之通申渡候処、右役銀余分壱ヶ年銀拾貫目内外程宛有

之、去ル丑年二月々去辰年十二月迄、重三郎相納候  
合銀三拾七貫三百五匁御役所ニ有之候付、右之分并  
此後相納候役銀余分も前同様掛屋共償方ニ差加江候  
得者一際仕埋拂取可申儀三付、右之通取計、是又年々  
御勘定仕上候様可仕候哉

(朱書)

「書面役銀之儀、九百軒分者重三郎ニ進退申付、余

分有之候ハ、御役所江為相納候上、取計方之儀別  
段奉伺候積、旅籠屋共復古之儀奉伺候節、先役共

申上置候付、書面之通奉伺候儀ニ御座候」

右取調候趣、書面之通御座候、此段奉伺候、以上

已

佐々木信濃守

久須美佐渡守

佐々木信濃守組与力

内山彦次郎

成瀬九郎左衛門

異國船渡來ニ付、御用掛相勤候  
与力同心御褒美之儀、當地町奉行  
申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

右之者共儀、去ル寅年九月中魯西亞船當表安治川沖江

異國船渡來ニ付、御用掛相勤候与力同心御褒美之儀、  
申上候書付毫通、佐々木信濃守・久須美佐渡守差出候  
付、入御披見相伺候、宜御差団被成可被下候、以上  
二月十一日

異國船渡來ニ付、御用掛相勤候  
与力同心御褒美之儀申上候書付

佐々木信濃守

久須美佐渡守

佐々木信濃守組与力

朝岡助之丞

荻野七左衛門

久須美佐渡守組与力

佐々木信濃守組同心

三人

久須美佐渡守組同心

三人

渡來之節、御用掛申付、早速為致出張諸家々來固等之  
差配いたし、勿論右船碇泊中昼夜目印山ニ相詰、右御  
用筋取扱、退帆之後、諸御人用取調其外御用向等打続、  
骨折相勤候付、以來之励ニも相成候間、相應之御褒美  
被下置候様仕度奉願候

(朱書)

共

三人

「本文与力同心之外、私。組与力武人・同心三人、  
御船手佐野龟五郎組与力水主壱人充、異船江応答  
およひ候者共御褒美之儀、去ル寅年十月奉願、其  
節本文与力同心共いた御用済ニ無之候付、追而  
御褒美之儀、奉願候趣申上置候處、今般取調向相  
済候付、本文之通奉願候儀ニ御座候」

以上

已

二月

佐々木信濃守

久須美佐渡守

(中略)

覺

但、訴状壱通

壱通

一於堺去辰年死罪之者并牢舍之者之儀、堺奉行申聞  
趣、申上候書付、壱通

但、堺奉行共差出候帳面壱冊、書付壱通

一此表御目付江差出候春訴状差上候儀、申上候書付、  
壱通

一去々卯去辰兩年樋川除国役御普請御入用高之儀、當  
地町奉行申聞候趣、申上候書付、壱通

但、町奉行共差出候書付壱通

一吟味十ヶ月以上吟味未済書上置候處相済候儀、當地町奉

行申聞候趣、申上候書付、壱通

但、町奉行共差出候帳面壱冊

一吟味十ヶ月以上吟味未済儀、當地町奉行申聞候趣、  
申上候書付、壱通

但、町奉行共差出候帳面壱冊

一於此地去辰年死罪之者并牢舍之者之儀、町奉行申聞  
候趣、申上候書付、壱通

但、町奉行共差出候帳面壱冊、書付壱通

一佐々木信濃守御役替被仰付候付、御礼之儀申上候書

御扣（朱書）

付、壱通

一御闕所江差出置候佐々木信濃守印鑑御引上之儀、久

佐々木信濃守  
參府

須美佐渡守申聞候趣、申上候書付、壱通

久須美佐渡守  
」

右之通書付都合拾壱通、訴狀壱通、帳面四冊進達之仕

元川路左衛門尉掛

候、以上

信濃守掛

三月六日

土屋采女正

御老中五人様

(中略)

十ヶ月以上吟味済書上置候處相済

候儀、當地町奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

十ヶ月以上吟味未済書上置候處相済候付、申上候書付  
壱冊、久須美佐渡守差出候間、入御披見候、以上

三月六日

付、申上候、以上

(内表紙)

「十ヶ月以上吟味未済書上置

候處相済候付、申上候書付

巳

參府

二月

佐々木信濃守

久須美佐渡守

吟味十ヶ月以上未済儀、當地町奉行



安政二卯年七月十日入牢

新淡路町  
治八借屋

伊兵衛  
辰四拾三歲

一死罪

治兵衛  
辰四拾七歲

(五六一〇二)

同日入牢

一死罪

御池通式丁目  
源右衛門支配借屋

弥助  
辰四拾九歲

(五六一〇三)

大久保加賀守領分  
河州志紀郡二俣新田

同日入牢

一死罪

五郎兵衛伴  
辰三拾六歲

愛助

(五六一〇四)

同日入牢

當時無宿  
新在家の

人江差戻、又者愛助儀貸山与唱、六ヶ月限返済之定  
ニ而銀子貸付候趣申偽、先利与号、金子欺取、右を  
以可致融通旨、同人發意三治兵衛并喜兵衛・新韌町  
勝蔵茂致同意、借用聞繕中、治兵衛儀松江町熊治

郎同居徳兵衛知ル人同町源助懇意先七郎右衛門町壱  
丁目庄助銀子入用之趣ニ而口入いたし吳様、徳兵  
衛乞頼請、其段愛助江相咄、同人并治兵衛・勝藏・  
喜兵衛同道、徳兵衛・源助召連、庄助方江罷越、愛  
助者銀主之由申偽、庄助江取引方及虚談、為先利銀  
壱貫五百目并延手形共請取、銘々分取遣捨候始末、

不届之科、翌辰年正月廿一日行之

(五六一〇六)

増田作右衛門御代官所  
攝州西成郡曾根崎村

(五六一〇五)  
江戸堀式丁目  
帳七借屋

安政二卯年七月十六日入牢

一死罪

太  
辰四拾貳歳  
助

四郎兵衛借屋  
助太郎代判与兵衛同居

安政二卯年八月十七日入牢  
藤次郎代判鉄藏同居  
忠  
吉  
辰三拾九歳

此者儀、身分不詰之余、貸山与唱、金銀借入遣候趣  
申欺、金子可銜取与存付、道修町式丁目宗助代判源

七外式人江及虚談、右三人乞都合金拾三両二歩銜取  
候段、不届之科、翌辰年二月二日行之

居宅度數不覺博奕為相催度每席料乞取、剩播州東二

見村直助事和助儀同様居宅ニ而御池通式丁目直助外

(五六一〇七)

四人与博奕相催居候節、和助金子所持いたし居候様  
子ニ相見江候付、奪取可申与存木刀を携、此者留主(守)  
中博奕相催候段、不相済段申罵、同人を追廻、懷中  
之金子并場錢等奪取候始末、不届之科、翌辰年正月  
廿一日行之

無宿

岡山の

(五六一〇九)

安政二卯年七月廿七日入牢  
一死罪

勝之助  
辰三拾歳

安政二卯年九月三日入牢  
一死罪

ト寛の  
朱次郎  
辰拾七歳

(五六一一〇)

此者儀、先達而盜又者不届有之、敲入墨之上輕追放  
申付候身分不慎、御構場江立入、行衛不知無宿吉藏・  
同千代藏手合を替申合、又者老人立、所々商店江罷  
越致買物候躰ニ仕成、目間見合、手元ニ有之品度々  
盗取、其上此者發意ニ死亡無宿門藏致同意、瑜伽權

現之似守護札取持、信仰之もの江致授与、米錢銜取  
候段、不届之科、翌辰年二月十六日行之

(五六一〇八)

無宿

船頭の

徳兵衛

辰式拾五歳

此者共儀、先達而致盜、入墨之上重敲申付候身分不慎、此者共并無宿八尾の八歳・同京の清吉・同大坂の亀藏・同戎嶋の兼吉・同三輪の音吉・同天満の熊吉立替手合ニ而、所々人家格子之裾壁之破々潜入致盜候段、不届之科、翌辰年三月廿一日行之

(五六一一一)

安政二卯年八月四日入牢

二面固辞明立入、錢衣類等盜取候段、不届之科、翌辰年二月十六日行之

無宿  
兵庫の

一死罪

庄 吉  
辰三拾四歲

此者儀、先達而致盜、於埠入墨之上重敲、其後於當表不届有之、重敲申付候身分不慎、所々人家土藏之戸鑿<sup>ニ</sup>而固辞明、撰州久々知村外壱ヶ村<sup>ニ</sup>而者同様丸瓦<sup>ニ</sup>消炭を入、火種を掠、錠前焼切立入、金銀品盜取、其後被捕候節、重敲之前科并右惡事押包、外不届之筋而已及白状、猶又重敲申付候身分不慎、人家

土藏同様固辭明、壱ヶ所<sup>ニ</sup>而者前同様錠前焼切立入致盜候段、別而不届之科、翌辰年四月二日行之

(五六一一二)

安政二卯年六月八日入牢  
一死罪

當時無宿  
ま さ  
辰三拾歲

此者儀、撰州吹田村百姓磯七方奉公中小遣錢<sup>ニ</sup>差詰、同人方奥之間メリ無之小箱<sup>ニ</sup>入有之都合銀高之証文盜取致欠落、前書吹田村平藏江取立之儀相頼置候處、

(五六一一三)

安政二卯年十二月十九日入牢  
一死罪

當時無宿  
ま さ  
辰三拾歲

當時無宿  
瀧 蔵  
辰拾八歲

此者儀、所々人家店先又者買物<sup>ニ</sup>參候牴<sup>ニ</sup>而目間見合、手元<sup>ニ</sup>有之候品盜取、或同様之駁いたし成、中二者聞覺之名前を以致注文、代錢可相払旨申偽、幼少もの<sup>ニ</sup>品々為申、付添參候途中油断を考、盜并存付之人家を教、右方<sup>ニ</sup>而代錢可請取、又者跡々直ニ持参いたし候杯、其余存付次第之儀様々<sup>ニ</sup>申欺、

右吹田村九助外三人連印之分当金四兩<sup>ニ</sup>而致用捨候由ニ而右金子平藏致持參候付、内金壱両同人江世話料<sup>ニ</sup>差遺、残金遺捨、残証文者其儘預置候付、平藏一己之融通<sup>ニ</sup>差詰、右証文ヲ以前書吹田村皮多伊兵衛外七人江同様及掛合、金銀錢取立致横取候仕儀ニ至、此者請取候分共都合銀高相成、右始末不届之科、翌辰年四月十三日行之

度々銜いたし、都合専代金銀錢高遣捨候始末、不届之科、翌辰年四月十三日行之

(五六一一四)

安政二卯年十一月十一日入牢  
大坂三郷町中引廻之上

一死罪

無宿

八尾の

常吉  
辰武拾五歳

(五六一一五)

同

伏見の

とら吉  
辰三拾五歳

同日入牢  
一死罪

此者共儀、先達而盜又者不届有之、入墨之上重敲、  
墨人直重敲之上重追放申付候身分不慎、御構場江立  
入、此者共死亡無宿由松・同龟吉・同梅吉・同谷五  
郎・行衛不知同藤内・同松次郎・同虎吉・同戸吉・  
同熊吉外五人等、追々手合を替申合、所々人家屋根

江揚、二階窓之戸・表之戸・壁裾等固辞明、又者明  
掛有之内江入、或右窓之(格)子透る手を入夫々致盜、  
剩常吉老人立、往来ニ而木切を持、盜賊ニ付金銀可  
差出旨旅人を申威、金子奪取、然而已ならず由松手  
合之節、南久宝寺町壱丁目人家ニ而も家内之もの起  
合相咎候逆、同人重立、脇差を抜置江突刺、金銀可  
差出、声立候ハ、可切殺旨申威候処、却而拔身を乍  
被奪取、手元之品手早ニ盗取逃去候段、常吉者數度  
之儀別而不届之科、翌辰年四月廿一日行之

(五六一一六)

安政三年三月十八日入牢  
大坂三郷町中引廻之上

一磔

無宿  
池之嶋の  
つるる

辰五拾五歳

此者儀、養料錢相添小兒を貰請、右錢を以可給統与  
存付、世話人有之当歳之男子兩人貰請、養料錢遣捨、  
小兒者追々筵ニ包、荒縄ニ而括、殺候始末、別而不届  
至極之科、同年五月三日行之

## (五六一一七)

安政三辰年四月十四日入牢

一下手人

當時無宿

甚 平

同年六月十八日行之

為及絶命、殊右場所ニ致散乱候久兵衛所持之品々一

旦拾ひ取、銘々後難を恐、致出奔候始末、不届之科、

辰式拾五歳

此者外三人儀、武家方漕船加子ニ被雇、安治川筋船

掛中此者外武人者上陸、見物ニ立廻候途中酒狂之上、

此者儀行逢候女を無体引捕相戯、往来人立入取宥候

を腹立ニ存、拳を以致打擲候處、人殺之旨声立、外

往来人共寄集取掛候ニ付、當時無宿龟十郎、同甚十

郎も立加候得共、相手多人数ニ而難叶相成、此者儀

其身之不法を不顧、右船江駈帰、當時無宿三十郎江

加勢相頼候趣、同人難默止存、兩人共<sup>(マヤ)</sup>揖棒等持行、

相手者攝州九条村源兵衛宅江逃込候由承、又々右棒

を以表之戸庇廻り等打毀押入、建具其外打碎及狼

藉、剝其砌出逢候播州市場村久兵衛を相手与心得、

三十郎引捕、此者初発ニ打掛、一同及打擲候上、此

者儀尚久兵衛を井路川江投込打据、最早及死候積ニ

而引退掛候處、同人助吳候様声立候を三十郎承引返、

## (五六一一八)

安政三辰年五月廿六日入牢

大坂三郷町中引廻之上

五ヶ所科書捨札建之

當時無宿

一火罪

辰拾七歳

惣 吉

此者儀、一己小遣錢ニ差詰、主人鳴町弐丁目与三郎

方店之間ニ有之木綿盜取、暇出候後、猶又可致盜与

船越町人家土蔵之壁をこぼち、(寒力)貫竹を可焼切与母い

ま居宅表之戸透合掛鉄ヲ外シ立入、火口付木等持出、

火種を持、右貫竹を焼切候節、刃之炭明俵江火移、

燃上候付、不得物取候共、土蔵隣人家為致焼失候始

末、別而不届至極之科、同年六月廿六日行之

## (五六一一九)

安政三辰年六月十三日入牢

嶋町式丁目

大坂三郷町中引廻之上

九郎兵衛支配借屋

一獄門

新五郎

辰三拾壹歳

此者儀、所々人家表裏之戸引明、又者明掛等立入、

或戸之錠前を焼切入込、堂嶋永来町同所四丁目二而

者老人立、又者行衛不知無宿音吉互ニ頭取、出刃庖

丁を持、金銀可差出、声立候ハ、可殺旨、家内之者  
を申威、數度之致盜候段、別而不届至極之科、同年

八月七日行之

(五六一二二)

安政三辰年六月五日入牢

無宿  
予州の

一死罪

辰五拾六歳  
良助

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲申付候身分不慎、  
所々寺院掛屏乘越、又者人家表之戸明掛有之内江入、  
度々致盜候段、不届之科、同年十月十六日行之

(五六一二〇)

片桐石見守領分

揖州川辺郡米谷村

安政三辰年六月廿六日入牢

百性吉藏惣

一下手人

辰式拾七歳

讃岐屋町

(五六一二一)

安政三辰年六月十日入牢

竹之助代判九兵衛借屋

此者儀、氏神祭礼ニ付、村内之もの共地車引歩行、

此もの妹智同村万吉方板庇江過テ引当候を、意趣を

以仕成候儀と推察いたし可追払与酒狂ニ乗し、威之  
付候身分不慎、繫船舡之間ニ差置有之碇八挺盜取候

(五六一二二)

安政三辰年六月十日入牢

喜兵衛  
辰四拾八歳

此者儀、先達而致盜、入墨敵、又者不届有之重敲申  
付候身分不慎、繫船舡之間ニ差置有之碇八挺盜取候

段、不届之科、同年十月十六日行之

壹人立、所々人家表之戸明掛、或固辞明立入、盜いたし候段、不届之科、同年十一月五日行之

(五六一二三)

安政三辰年八月十三日入牢

一死罪

無宿

大工の

長 松

辰武拾壹歳

此者儀、無宿納屋町の富吉外四人并行衛不知同異名

小しらめ外四人手合を替申合、人家浜納屋入口又者

所々店先軒下、或表裏之戸明掛有之内江入、又者固

辞明立入、致盜候段、不届之科、同年十一月二日行

之

(五六一二四)

無宿

眼玉の

榮 吉

辰三拾貳歲

同年十一月五日行之

安政三辰年四月八日入牢

一死罪

無宿

眼玉の

榮 吉

(五六一二五)

(五六一二五)

安政三辰年六月五日入牢

一死罪

難波新地式丁目  
卯之助借屋

無宿

新兵衛と名前差出罷在候

大坂三郷町中引廻之上

一死罪

廣鷗の

辰四拾一歳 嘉 八

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲相成、其後無宿

之身分ニ而新兵衛江及頼談、家号等譲請、同人之躰

ニ相成、致町住不詰相成候ル猶又悪心差發、人家表

之戸固辞明引明、又者錠前を外、或明掛有之内江立

入、錢衣類等盜取候段、數度之儀、別而不届之科、

同年十一月五日行之

安政三辰年四月八日入牢

一死罪

無宿

眼玉の

榮 吉

(五六一二六)

安政三年七月廿八日入牢

一死罪

無宿  
宇治の

米 吉

辰拾九歳

此者儀、先達而致盜、於奈良入墨相成候身分不慎、人家裏口之戸錠前を炭火を以焼切立入、金錢品盜取、其後被捕候度毎、右盜口者押包、外不届之筋而已申立、重敲、猶重敲之上重追放、最前入墨之際江猶又入墨之上重追放相成、被迫拏候場所々直ニ御構場江立入、所々人家表之戸建寄有之候を明立入、致盜候段、重々不届之科、同年十一月十九日行之

(五六一二七)

安政三年八月廿一日入牢

武本松町

一死罪

清本松町  
清兵衛支配借屋

太郎兵衛

辰四拾六歳

此者儀、桑名町権四郎所持之掛屋敷買取之儀頼談候得共、及大破直打無之候付、相断候処、家代銀之儀者如何様ともいたし、猶修復金取替可吳旨、同人申

聞候付、弥讓請之及応対、尤代銀之儀者當時手元不融通二付、金調迄之処、右銀高之家質ニ取吳候様及頼談、名前切替之儀も雜費掛候を厭、親類之廉ニ而讓請之姿ニ取計貰ひ、右之文段ニ而権四郎并右町役人名印之讓一札取置、此者名前ニ而切替候後、修復料金之内請取、家繕いたし、追々取立候家質銀之内利足之由を以、聊宛権四郎江相渡、右躰勝手盤之相対を以、多分之利徳請取乍居、約定之家質証文可差入場合ニ至、右掛屋敷者比者名前ニ相成、権四郎方ニ証跡無之を見込致横領、同人等々掛合請候節々、右者親類之間柄ニ而貲請候杯不法之答および、剰高橋町久兵衛を申透、右掛屋敷書入、金子借用いたし返済相滞候工夫いたし、金田町宗次郎を欺、金子融通可致与品能阿波町武兵衛江申談、不渡手形為致、右を宗次郎方江入銀ニ相渡、直様同人宛之手形久兵衛江返金ニ相渡、過金并最前相渡置候借用証文請取候後、右手形不渡之由ニ而正金与引換吳様、同人申聞候ニ付、一両日之内金子相渡候旨申偽、手形を

も取戻、是又久兵衛方無証拠を見込、不致頓着捨置

候始末、重々巧成いたし方不届之科、同年十二月廿

九日行之

大坂三郷町中引廻之上  
庄吉事  
一死罪  
辰式拾二歳

(五六一二八)  
安政三年九月廿二日入牢  
無宿  
京の  
龟  
吉  
辰四拾八歳

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敲、其後不届有之、  
一死罪

此者儀、江州八幡寺村市兵衛名撰州九条村与兵衛宛  
名ニ而金拾九両封込有之書状届方、主人名申付請、  
持參之途中悪心生シ、取逃いたし、開封之上書状取  
捨、金子遺果候始末、不届之科、同年十二月廿九日  
行之

(五六一三〇)

元川村対馬守掛  
佐渡守掛

無宿

東海屋の

之上重追放、入墨入直右際江猶又入墨之上重追放申  
重敲之上大坂三郷払、撰河両国払、輕中追放、重敲  
付候身分不慎、御構場江立入、所々人家格子之透る  
手を入并竹を以搔出、又者表之戸明掛或固辞明立入、  
致盜候段、不届之科、同年十二月廿九日行之

安政元寅年十二月二日入牢  
大坂三郷町中引廻之上  
一死罪

佐  
辰式拾九歳

(五六一二九)

安政三年十月五日入牢

本町壹丁目  
次郎兵衛下人

安政二卯年四月十日入牢  
大坂三郷町中引廻之上

同  
江州の

一死罪

多吉  
辰三拾壹歳

此者共儀、先達而盜又者不届有之、入墨之上重敲、  
多吉者其後猶又兩度重敲等申付候身分不慎、此者共  
并死亡無宿山戸の吉蔵・行衛不知同一よの金蔵・同

あめ屋の佐助等追々手合を替申合、又者佐助老人立、

所々人家表裏口之戸錠おろし有之、釘又者竹切を以

右錠を明、或者土蔵之戸固辞明、表口掛ヶ鉄を外し、

裏口之戸板塀等固辞外し、人家横手之壁打破、又者  
裏口之戸建寄有之を明這入、盗いたし候段、數度之  
儀、別而不届之科、去辰年二月二日行之

(五六一三二)

佐渡守掛

無宿

二ツ茶屋村の

要  
辰四拾三歳

安政二卯年十二月廿一日入牢  
大坂三郷町中引廻之上

一死罪

(五六一三三)

籠屋の

あらやの  
伊之助

辰三拾貳歳

安政二卯年四月五日入牢

一死罪

(五六一三四)

同

藤

吉  
辰三拾四歳

同年九月廿七日入牢

一死罪

此者共儀、伊之助者先達而不届有之、所払、大坂三  
郷払等申付候身分不慎、此者共并無宿天満の亀吉・  
行衛不知無宿水屋の瓶吉・同大坂の千吉・死亡同美  
濃屋の弥兵衛等追々手合を替申合、所々人家表之戸  
明掛有之内江入、又者表之戸メ寄有之を明、或者表

人家家根江伝ひ上り、二階雨戸又者窓之戸固辞明ケ  
這入、盗いたし候段、殊ニ数度之儀、別而不届之科、  
翌辰年三月十八日行之

之戸錠おろし有之を固辞外し這入、又者人群集ニ紛、往来人腰ニ提居候品、或者軒下出し店之傍ニ差置有之品をも盜取、其後伊之助儀被捕候得共、右盜口者押包、外惡事而已及白状、入墨之上攝河両国払申付候身分ニ而猶も賊心不相止、御構場江立入、伊之助・

龟吉申合、又者此もの共宅人立、所々人家表裏口之

戸明掛有之内江入、或者表之戸メ寄有之を明、又者窓之格子抑外し、或者表之戸錠おろし有之を固辞外し這入、盜いたし候而已ならず、伊之助儀龟吉ヲ壳

捌之世話相頼候品者盜物与乍承、世話料可貰請欲心ニ迷引請、壳捌遣世話料与して金子貰請候段、不届之科、翌辰年四月廿七日行之

(五六一三六)

安政三年二月十二日入牢

大坂三郷町中引廻之上

一獄門

無宿  
阿知の  
与次郎

辰武拾八歳

此者儀、所々人家表之戸メ寄有之を明、又者表壁之破れヲ手を入れ、掛け鉄を外し、或者河州神宮寺村寺院庫裏之腰板外し這入、盜いたし、然而已ならず盜可致念慮ニ而河州路立廻り候折柄、此者を目掛け、

最寄飼犬吠集候付、可追散ため畑地ニ仕掛け有之土龍突盗取、右品を以犬を追散し候上、猶も右品を携再度右寺院江罷越、庫裏之戸メ寄有之を明這入候折柄、尼僧体之者起合相咎、傍ニ有之鉢を頻ニ打鳴し候付、心憎存候辺、持居候右土龍突を以右之者江疵此者儀、先達而盜又者不届有之、入墨之上重敲、重

(五六一三五)

無宿

安政三年三月六日入牢

一死罪

卯之助  
佐賀の  
辰武拾九歳

付、盜いたし、終同人儀右疵ニ而相果候仕儀ニ至候段、強盜之至、不届至極之科、同年五月二日行之

を震ひ罷在候處、於其場被捕押、念慮之通不遂事候共、不届之科、同年七月一日行之

(五六一三七)

安政三辰年三月四日入牢

一死罪

無宿

伊津美の

伊兵衛

辰式拾六歳

此者儀、先達而盜又者不届有之、入墨之上重敲、重敲之上重追放等申付候身分不慎、御構場江立入候而已ならず、行衛不知無宿大坂の千吉申合、又者此者壱人立、所々人家表裏口之戸建寄有之を明這人、盜いたし、剰役筋手先相勵候もの之躰ニ仕成し、旅籠屋渡世之人家江罷越、横柄を震ひ、金錢押借可致与存付、最寄古道具屋店ニ而脇差買取、右を帶し、旅籠屋渡世鎌谷武丁目安兵衛方江罷越、此もの者役筋手先之者ニ而泊合之旅人可改筋有之罷越候間、表之戸を明候様申聞、メり有之右戸を手強ニ打叩キ、終ニ為明家内江立入、役筋手先之躰ニ仕成、彼是権柄

(五六一三八)

安政三辰年二月九日入牢

一死罪

無宿

五右衛門事

亀吉

辰拾九歳

此者儀、死亡無宿阿輪の美喜藏申合、此者者表口ニ而往来人を心付罷在、美喜藏所々人家表之戸又者納屋之戸等固辭明道入候物音ニ家内之者相驚、裏口江逃退候跡ニ有之金銀錢品盜取、或者家内之もの起出候逆、拔刃を持、声立候者可殺旨申威、盜いたし、西高津村人家ニ而も拔刃を持、前同様申威、錢品盜取立去掛ケ候節ニ至、最寄之人家之者共起合セ、盜賊之由申呼り、追駆參り候を心憎存、右之者共江疵付、小西町ニ而者捕押ニ掛り候家内之者共江も同様庇付、不得物取逃去、其節々此者儀美喜藏盜取候金銀錢品俱々持退遣、然而已ならず南竹屋町人家江も立

越、表之戸或者格子之透等合木切拔刀等突込、固辭明掛ケ候節々、家内之者相咎候付、前同様申威候得共、身分怖敷存候逆、辺ニ有之候小石拾ひ取、右人家之格子江投付ケ候儘ニ不得物取、逃去候共、右始末不届至極之科、同年七月十九日行之

## (五六一三九)

長町六丁目

儀兵衛借屋

安政三年七月十日入牢

友右衛門物置場ニ罷在候  
無宿松之助女房

大坂三郷町中引廻之上

辰四拾壹歳  
つる

一獄門

此者儀、行衛不知夫松之助一同無宿之身分ニ而知人  
友右衛門を頼、同人借請居候物置場ニ差置貰、其上  
松之助効ニ立出候留守中、撰州大野村之者由申立  
候富蔵合同村佐兵衛女房うの出産いたし候當歳之女  
子を外方江養女ニ差遣度、貰人聞繕之儀頼請候合養  
料金可掠取与邪念を生し、右小兒貰先有之間、致世

話可遺旨申欺、追而右富蔵并同村之者之由、名前不知年頃六拾歳計の女連立、小兒ニ養料金壱両差添連  
參候を、此者手元江預り置候上、右小兒ニ聊之錢相  
添無宿之者江吳遣、夫々江者品能申成し可置与一己ニ  
相巧候儀押包、知人長町六丁目未太郎代判松右衛門  
同居作太郎女房はる乳有之候を幸ニ同人をも申欺、  
相頼貢乳いたし相育候内、夫松之助効先合立帰り候  
付、此者念慮之次第頭ニ者難申明候逆、世話料貢請、  
当座之凌ニ可致与富蔵任頼、右小兒を預り置、貰人  
聞繕遣居候由申偽候を松之助不聞請、此者取計方以  
之外之儀ニ付、早々右小兒を親元江可差返旨申諭、  
松之助儀右大野村江立越、富蔵始佐兵衛夫婦之者居  
所相尋候得共、同村ニ右名前之者共無之由、村方之  
者申答、富蔵其余之者共居所、又者小兒出所等不相  
知節ニ至、松之助儀右小兒を何方江成共相応之貰先  
聞繕可差遣旨申聞、猶又効ニ立出候跡ニ而此者初念  
之通、小兒を無宿もの江吳遣、猶も夫々江者品能可  
申偽置与其儀者勿論、小兒出所等不知次第も押隠し、

はる江者此者知人天満辺ニ住居罷在候亀太郎夫婦之

者右小兒を貰請度旨相望候付、連行候間、はる付添

参り途中、乳を為給吳候様、無跡形貲人之名前を取

捨申偽相頼、はる俱々天満辺江罷越候上、小兒を亀

太郎江致手渡可參旨申欺、はるを最寄ニ為待置、此

者右小兒を抱、難波小橋辺を立廻り、無宿昧之者を

見掛け聞繕候得共、貲人無之小兒連帰候儀も難相成候

逆、惡念及増長、此者懷ニ而寝入居候右小兒を古裂

ニ巻、其上を細帯ニ而括メ、右橋詰河岸端ニ川中江

投捨殺、無何氣躰ニ仕成、はる為待置候場所江立戻、

小兒を亀太郎江致手渡參り候由ニ申偽、はる俱々立

帰候上、同人江度々乳為給貲候為謝礼最前請取置候

養料金之内壹歩吳遣、残金此者一己ニ掠取遣捨、追

而夫松之助効先立帰候付、右小兒者此もの前以知

ル人相成候亀太郎夫婦之者任望、養料金之内相添差

遣候由ニ申偽置候段々之始末、殘忍之仕方、別而不

届至極之科、同年十月十六日行之

合三拾九人

巳

二月

参府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

参府

佐々木信濃守

久須美佐渡守

辰正月廿同十二月中

一牢舍人數高千三百三拾九人(七ヶ)

亥年入牢老人

但寅年入牢拾五人

但卯年入牢貳百七拾九人

辰年入牢千四拾八人

内

町中引廻砾

町中引廻五ヶ所科書捨札  
建之火罪

町中引廻獄門

町中引廻死罪

死罪

老人

老人

三人

七人

貳拾五人

下手人	武人	九人
死罪可申付処、幼年之儀二付、 入墨敲	入墨之上過怠牢	
遠嶋	入墨之上重敵可申付処、幼年 之儀二付、入墨	
最前之入墨之際江猶又	入墨之上重敵可申付処、其節	
入墨之上追放	幼年之儀二付、入墨	
入墨入直追放	入墨敵可申付処、幼年之儀二付、 重敵	
入墨之上追放	入墨敵可申付処、非人手下之儀二付、 入墨之上長吏共江引渡、相當之 仕置可申付旨中渡	
入墨入直大坂三郷払	入墨可申付処、旧惡之儀二付、 御仕置之不及沙汰	
入墨之上大坂三郷払	入墨可申付処、幼年之儀二付、 手下之儀二付、長吏共江引渡、敲	
旨申渡	相当之仕置可申付旨中渡	
入墨之上重敵	重敵之上追放可申付処、女之 儀二付、過怠牢之上追放	
入墨之上重敵可申付処、穢多 之儀二付、入墨之上穢多村年寄江 引渡、重敵相当之仕置可申付旨 申渡	武拾老人	九人
入墨	武拾老人	九人
入墨可申付処、幼年之儀二付、 手下之儀二付、長吏共江引渡、敲	武人	九人
相当之仕置可申付旨中渡	拾七人	九人
重敵之上追放可申付処、女之 儀二付、過怠牢之上追放	老人	九人
入墨之上重敵	老人	九人
入墨之上重敵可申付処、穢多 之儀二付、入墨之上穢多村年寄江 引渡、重敵相当之仕置可申付旨 申渡	六拾八人	九人
入墨敲	入墨敲	九人

敲之上追放可申付処、穢多之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、相當之仕置  
可申付旨申渡

壱人

免許状并刀脇差鎗取上、

追放

刀脇差取上、追放

追放

追放可申付處、座頭之儀二付、

仕置検校江引渡、座法之通

可取計旨申渡

追放可申付處、非人番之儀二付、  
長吏共江引渡、相當之仕置

可申付旨申渡

追放可申付處、非人手下之儀

二付、長吏共江引渡、相當之

仕置可申付旨申渡

追放可申付處、穢多之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、相當之

仕置可申付旨申渡

追放可申付處、穢多之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、相當之

仕置可申付旨申渡

敲之上撰河両国払

敲之上撰河両国払可申付處、

女之儀二付、過怠牢之上撰河  
両国払

撰河両国払

撰河両国払可申付處、穢多  
之儀二付、穢多村年寄江引渡、  
相當之仕置可申付旨申渡

壱人 五人 七人 三人 八人 五人

所を構大坂三郷払

敲之上大坂三郷払

大坂三郷払

重敲之上所払可申付處、旧惡  
之儀二付、御仕置之不及沙汰

敲之上所払

敲之上所払可申付處、無宿  
之儀二付、敲之上大坂三郷払

所持いたし候品并家財

取上所払

家財取上所払

所持之品并雜物取上所払

免許状取上所払

壱人 壱人 壱人 壱人 壱人 壱人

所 扌 扌

所 扌 扌 可申付処、無宿之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、相當之  
仕置可申付旨申渡拾四人  
式人所 扌 扌 可申付処、穢多之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、相當之

壻人

大坂三郷二罷在間敷

重 敲

重敲可申付処、女之儀二付、  
過怠牢重敲可申付処、幼年之儀二付、  
過怠牢重敲可申付処、幼年之儀二付、  
過怠牢重敲可申付処、非人手下之  
儀三付、長吏共江引渡、相當之

仕置可申付旨申渡

重敲可申付処、幼年其上非人  
手下之儀三付、長吏共江引渡、  
手鎖相当之仕置可申付旨申渡重敲可申付処、穢多之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、相當之  
仕置可申付旨申渡

壻人 壺人

重敲可申付処、女之儀二付、過怠牢  
敲可申付処、幼年之儀二付、過怠牢  
敲可申付処、無宿幼年之儀二付、  
非人手下敲可申付処、其節幼年之儀二付、  
非人手下敲可申付処、(朱世)女之儀二付、  
非人手下敲可申付処、非人手下之儀二付、  
長吏共江引渡、相當之仕置可申  
付旨申渡百四拾九人  
四人  
四人  
四人  
四人  
四人

敵可申付処、穢多之儀二付、穢多村  
年寄江引渡、相當之仕置可申付旨  
申渡

九人

敵可申付処、穢多女之儀二付、

穢多村年寄江引渡、過怠牢  
相當之仕置可申付旨申渡

三人

敵可申付処、穢多幼年女之儀二付、  
穢多村年寄江引渡、過怠牢

三人

敵可申付処、穢多年寄江引渡、  
相當之仕置可申付旨申渡

八人

預り候品取上、手鎖  
年寄役取放、手鎖

八人

手鎖

脇差取上、過料

所持古金銀并燒流金

九人

壻人

過料

壳徳錢共取上、過料

三人

壻人

過料可申付処、非人手下之儀二付、  
長吏共江引渡、相當之咎可申付旨  
申渡

壻人

過料可申付処、無宿之儀二付、  
於高原溜手鎖可申付処、數日  
入牢之儀二付、咎之不及沙汰  
押込

押込可申付処、數日入牢二付、  
令宥免咎之不及沙汰  
穢多村年寄江引渡、相當之  
咎可申付旨可申渡処、數日入牢  
二付、令宥免咎之不及沙汰

壻人

壻人

壻人

壻人

壻人

壻人

六人

壻人

壻人

壻人

壻人

壻人

壻人

二百拾九人

叱り置可申処、數日入牢之儀  
二付、令宥免咎之不及沙汰  
御仕置之不及沙汰

叱り

咎之不及沙汰  
町奉行江引渡

無構出牢

牢死

書付

土屋采女正

〔原(朱書)  
高溜預中病死  
五拾五人

下宿所預中逃去  
壻人  
九人

下宿所預中病死  
捨九人

高原溜預二而去辰年分  
當口年江越候者  
武拾四人

下宿所預二而去辰年分  
當口年江越候者  
百六人

下宿請人預二而去辰年分  
當口年江越候者  
武人

下宿請人預二而去辰年分  
當口年江越候者  
三月六日

〔内表紙  
安政三辰年堺三而死罪之者科書

安政三辰年堺三而死罪之者科書  
閔出雲守

安政一卯年九月廿一日入牢  
一死罪  
嘉八事  
無宿  
嘉八事  
七  
武拾貳歲

合千百九拾壻人

是者已年江越

〔采書  
「此外年を越候牢舍無御座候」

以上

已

參府

二月

佐々木信濃守

久須美佐渡守

於堺去辰年死罪之者并牢舍  
之者之儀、堺奉行申聞候趣、申上候

此者儀、先達而致取逃、請人分償之上助命相願、京  
都町奉行所ニおゑて洛中洛外ニ罷在間敷旨申渡受候  
後、壻人立又者大坂西高津新地七町目宗兵衛申合、  
堺六間町寅吉方外六ヶ所表戸明掛り有之所分立入、  
殊ニ同所新地住吉橋通北堺町目林助方外式ヶ所ニ而

者鑿を以表戸固辞明、或者壁を切破這入、衣類錢其外品々盜取候科、同三辰年正月廿一日行之

(五六二〇二)

安政二卯年十月七日入牢

一死罪

無宿  
紀州の

佐多吉  
武拾二歳

此者儀、先達而致盜候依科、入墨之上重敲御仕置相成候後、泉州今福村勘右衛門方外毫ヶ所納屋又者表入戸明掛り有之処立入、黒塗椀其外品々盜取候科、同三辰年正月廿一日行之

(五六二〇三)

無宿

但馬の

富太郎  
三拾貳歲

(五六二〇四)

安政二卯年十二月十三日入牢

一死罪

無宿  
梅村の

作次郎  
三拾五歳

田安殿領知  
泉州大鳥郡梅村

百姓

重五郎

武拾六歳

(五六二〇五)

同日入牢

一死罪

同日入牢

一死罪

同村

百姓

嘉助

武拾六歳

安政二卯年十一月廿七日入牢

一死罪

此者儀、先達而致盜候依科、入墨之上重敲相成候後、

河州内村名不存百姓家戸立寄有之を明ケ立入、  
衣類其外盜取候科、同三辰年二月廿七日行之

(五六二〇六)

同日入牢

一死罪

同村

百姓

嘉助

武拾六歳

此者共儀、壱人立又者銘々并無宿文七申合、泉州梅村茂兵衛方外拾式ヶ所納屋并庫裏人口戸門掛り有之所立入、或者土蔵壁鎌ニ而壞、板羽目炭火を以焼抜這入、菜種其外品々盜取候科、同三辰年三月十六日行之

## (五六二〇七)

安政二卯年十二月十五日入牢  
一死罪

北尾町次郎兵衛  
同居  
藤吉

此者儀、堺柳錦兩大工町亀吉方表之壁木切を以壞這入、衣類其外盜取候科、同三辰年三月十六日行之

## (五六二〇八)

安政三辰年二月十三日入牢

無宿

松之助

式拾壹歲

此者儀、泉州内畠村太郎右衛門外壱人之者共取捕候

## (五六二〇九)

安政三辰年二月十八日入牢  
一死罪

無宿  
河内の留吉

拾八歳

此者儀、先達而致盜候依科、入墨敵相成候後、泉州伯太渡邊丹後守陣屋裏手之塙を乘越、右家來山内權太郎外式ヶ所表入口戸門掛り有之所より立入、衣類其外盜取候科、同年五月十六日行之

## (五六二一〇)

安政三辰年三月廿五日入牢

無宿

小原の

安松事

同國伯太渡邊丹後守領分通用似セ銀札、追而割合賃錢貰請候積ニ而引替方頼請、所持いたし、殊右を以名住所不存者共手合ニ加り、壱匁より式匁迄之賄銀ニ而廻り簡奪博奕いたし候科、同年五月十六日行之

一死罪

安兵衛  
武拾五歳

(五六二一一)

此者儀、先達而致盜候依科、於紀州入墨之上追放相

土屋采女正領分  
泉州日根郡淡輪村

成候後、泉州貝掛村善太郎方外式ヶ所表入口戸建寄

百姓  
喜四郎伴

有之を明ケ立入、金銀錢其外盜取候科、同年六月廿

安政二卯年十二月廿五日入牢  
一死罪

繁七  
三拾六歲

三日行之

(五六二一二)

安政三辰年三月廿七日入牢

無宿

櫛屋の

徳松  
武拾六歲

一獄門

此者儀、河州内村名不存百姓家表入口戸木切を以固

(五六二二三)

安政三辰年三月十三日入牢  
一町中引廻し死罪

此者儀、無宿増吉外式人代々申合、泉州鉢ヶ峰山門

起合、盜賊之旨声立、捕掛候節、其場を可遁与、兼

而持參り候出刃庖丁を以所々江為疵負、逃去候科、

六月廿三日行之

此者儀、先達而致盜候依科、於紀州入墨之上追放相  
成候後、泉州貝掛村善太郎方外式ヶ所表入口戸建寄  
有之を明ケ立入、金銀錢其外盜取候科、同年六月廿  
三日行之

前百姓与兵衛方四ヶ所土藏メリ戸并窓鉄物木切丸太等を以固辞明ケ遣入、又者老人立、同国辺村名不存百姓家式ケ所表入口戸明掛り有之所立入、衣類其外或者東海道桑名宿渡海船中乗合旅人之紙入をも盜取候科、同年七月廿三日行之

## (五六二二四)

安政三辰年四月廿一日入牢

無宿  
常安町の  
龟

拾六歳  
吉

安政三辰年五月十一日入牢  
一死罪

無宿

豊後の  
鉄  
藏

式拾三歳

此者儀、先達而かたりいたし候依科、入墨敵相成候後、無宿伊助申合、堺北材木町久左衛門方表入口戸明掛り有之処より立入、脇差其外又者大坂土佐堀川内ニ繫有之芸州内海村折松船江乗移、手箱引出しひ入有之候金子等盜取候科、同年七月廿三日行之

## (五六二二六)

(五六二二五)  
同日入牢  
一同

同  
美濃の  
房  
拾八歳  
吉

## (五六二二七)

此者共儀、先達而盜其外不届有之、龟吉者敲可相成処、其節幼年無宿ニ付、於高原溜三十日手鎖、猶又敵可相成処非人手下、其後入墨、房吉者入墨之上重

敵可相成処、幼年ニ付、入墨相成候後、無宿江戸の豊吉申合、揖州住吉辺井堺天神境内人立之場所ニ而往来人懷中之金銀錢財布之儘盜取候科、同年七月廿三日行之

百姓

安政三辰年六月十八日入牢

一下手人

惣七方三罷在候

金  
藏

四拾三歳

此者儀、紀州塙屋村非人久左衛門娘ひさ与密通之上  
夫婦相成、無宿又者非人之素生与押隠、泉州信達大  
苗代村惣七方三罷在、殊同國瓦屋村番非人辰蔵与酒  
給合、互ニ酌酌之上不取留及口論、剃刀を以爲疵負、  
右疵ニ而同人相果候科、同年八月廿九日行之

(五六二一八)

御朱印地

泉州泉州郡貝塚ト半

真教院内西之町

喜八借屋

新  
三拾六歲

六

安政三辰年八月四日入牢  
一死罪  
牢死  
出鵠の  
無宿

留  
(年齢不詳)  
吉

安政三辰年六月十八日入牢

一下手人

此者儀、町内氏神祭礼ニ付、若者共担歩行候飭太鼓  
昇手、同町岩吉混雜之紛、脇腹を蹴候ハ及口論、三  
蔵・五兵衛取支立別候後、猶心外ニ存、小刀用意之

上、掛合ニ可罷越与同町藤吉者右昇手之内世話方頭

取ニ付、同人方江立寄話聞候処、一応申宥候迄ニ而、

強而不取敢躰ニ候逆、五兵衛方江立越、三蔵も參り

合、再度声高申談居候折柄、藤吉罷越、最前宥候を  
も不取用、彼是申分有之候ハ、同人相手ニ可成抔申  
聞候を憤、小刀を以同人江切付、取支候ニ三歳・五兵  
衛江も爲疵負、右疵ニ而五兵衛相果候次第ニ至候科、  
同年九月十三日行之

(五六二一九)

御朱印地

泉州泉州郡貝塚ト半

真教院内西之町

喜八借屋

新  
三拾六歲

六

安政三辰年八月四日入牢

一死罪

牢死  
出鵠の  
無宿

留  
(年齢不詳)  
吉

此者儀、先達而致盜候依科、於紀州入墨之上追放相  
成候後、無宿黒江の吉松・同若山の常松申合、同國  
辺往還ニ而旅人躰之男臥居候傍ニ有之候張籠ニ入候  
金子衣類等、又者泉州在村名不存人家軒下ニ差置有  
之候銅延板、或者同國貝掛村神社銅瓦盜取候科、存

命ニ候得者死罪可申付者ニ候段、一件之もの江同年  
十一月廿三日申渡候

逆、手元ニ有之候反物盜取候科、同年十一月廿三日  
行之

合式拾壹人

(五六二二〇)

無宿

兄の  
梅 吉

拾七歳

安政三辰年八月廿六日入牢

一死罪

巳二月

閔出雲守

此者儀、先達而致盜、入墨之上重敵相成候後、無宿

非人郡山の民藏申合、堺綾之町喜兵衛宅表入口戸明

掛り有之処立入、手拭地盜取候科、同年十一月廿

三日行之

辰正月令十二月中

一堺揚り屋牢舍惣人數百四拾弐人

但 卯年入牢三拾三人

辰年入牢百九人

内

(五六二二一)

無宿

八田の  
治三郎

三拾壹歲

町中引廻し死罪

死罪

存命ニ候得者死罪  
可申付ものニ候段、

一件のもの江申渡

壱人

拾六人

壱人

安政三辰年八月廿六日入牢  
一死罪  
八田の  
治三郎  
三拾壹歲  
此者儀、先達而致盜候依科、入墨之上重敵相成候後、  
泉州八田南村善藏方江龍越候節、家内二人不居合候

下手人

脇差取上  
入墨之上追放

存命ニ候得者刀脇  
差取上、入墨之上  
追放可申付ものニ

候段、一件之もの江申渡  
入墨敵

入墨敵

入墨敵可申付処、  
拾五歳以下ニ付、  
入墨

入墨敵可申付処、  
惡事致し候者  
幼年之節ニ而  
非人ニ付、當表長  
吏共江引渡、敵相  
当之仕置可申付  
旨申渡

刀脇差取上、  
敵之上追放

敵之上追放  
敵之上追放可

武人

壻人

壻人

式拾武人

壻人

壻人

壻人

壻人

壻人

武人

武人

申付處、女之儀ニ付、  
過怠牢之上  
追放

存命ニ候得者追放  
可申付ものニ候段、  
一件之もの江申渡  
敵

敵

敵可申付処、女之  
儀ニ付、過怠牢  
無宿之儀ニ付、  
非人手下

敵可申付処、女非人  
之儀ニ付、當表長吏  
共江引渡、過怠  
牢相當之仕置

敵可申付処、女非人  
之儀ニ付、當表長吏  
共江引渡、過怠  
牢相當之仕置

敵可申付処、女非人  
之儀ニ付、當表長吏  
共江引渡、過怠  
牢相當之仕置

敵可申付処、女非人  
之儀ニ付、當表長吏  
共江引渡、過怠  
牢相當之仕置

敵可申付旨申渡  
存命ニ候得者敵  
可申付ものニ候段、  
一件之者江申渡  
所拏

壻人

武人

壻人

三拾七人

壻人

壻人

壻人

壻人

武人

武人

武人

急度叱り

數日入牢ニ付、不及

咎之沙汰旨申渡

存命ニ候得者急度

叱り置可申処、數日

入牢ニ付、不及咎之

沙汰旨可申渡者ニ

候段、一件之もの江申渡

申口相分、出牢

牢死

合百三拾壱人

外ニ牢舍不申付

重敲可申付處、女

非人之儀ニ付、當表

長吏共江引渡、

過怠牢相當之

仕置可申付旨申渡

所払

在牢拾壱人

是者已年江越

残而

壱人

壱人

壱人

壱人

巳  
二月

閔　出雲守

(中略)

覺

一通用銀吹直御用取扱、佐々木信濃守御役替ニ付、代  
り久須美佐渡取扱候様可申渡旨被仰下、承知仕候  
儀、申上候書付、壱通

(中略)

一御仕置相伺置候者之内相果候儀、當地町奉行申聞候

趣、申上候書付、壱通

但、町奉行共差出候書付壱通

一当表御城入町人尼崎又右衛門就病氣、寢子又次郎江

相続願之儀、町奉行申聞候趣、申上候書付、壱通

右之通書付都合拾壱通、御証文下書壱通、絵図壱枚進

達之仕候、以上

(朱書)  
「此外年を越候牢舍無御座候」

三月廿六日

土屋采女正

御老中五人様

攝州西成郡難波村  
中之町

伊兵衛借屋

佐兵衛方座敷

罷在候

巳三月廿二日病死

武 八

右御届申上候、以上

巳三月

久須美佐渡守

在府

戸田伊豆守

(後略)

不筋之掛合いたし取立金横取、又者身分を不顧、右掛  
合ニ携候一件ニ而先達而御仕置相伺置候者之内相果候  
儀、申上候書付壹通、久須美佐渡守差出候付、入御披  
見候、以上

三月廿六日

御仕置奉伺置候者之内相果候儀

申上候書付

久須美佐渡守

御用留

從十月至十二月

覚

十一 安政四年十月より十二月に至る 御用留  
(表紙)  
「 安政四丁巳年

在府

戸田伊豆守

久須美佐渡守

不筋之掛合いたし取立金  
横取、又者身分を不顧、右  
掛合ニ携候一件之内

増田作右衛門御代官所

一久須美佐渡守儀一人〔三面〕出精相勤候付、持領物  
被仰付、申渡候儀、申上候書付、壹通

一常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦可書

上重罪之者無御座候段、堺奉行申聞候趣、申上候書

付、壱通

但、堺奉行差出候書付壱通

(中略)

(朱書)「四」

右之通書付都合三通進達之仕候、以上

十月六日

土屋采女正

御老中五人様

(朱書)「生ル」

常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、  
御赦可書上重罪之者無御座候段、堺奉行

申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

(朱書)「生ル」  
堺拝借地之儀ニ付、御下知之趣御請申上候候儀、堺

奉行申聞候趣、申上候書付、壱通

当十月常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦

可書上重罪之者無御座候付、申上候書付壱通閔出雲守

差出候間、進達之仕候、以上

十月六日

常憲院様百五十回御忌御法事之御赦

可書上重罪之者無御座候儀、申上候書付

閔出雲守

当十月常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付而、御  
赦被仰出候、其趣を存、死罪歟、又者遠嶋ニ可成程之

者可書上旨、其外前々御法事之御赦ニ被行候輕罪之者  
をハ如例了簡仕可申付旨、御下知之趣、御書付を以被

仰渡奉承知候、然ル処當時在牢死罪遠嶋□可書上も  
の無御座候付、此段申上候、以上

ノ

九月

巳 閔出雲守

覺

一常憲院様百五十回御忌御法事御執行ニ付、御赦伺帳

当地町奉行差出候付、差上候儀申上候可書付、壱通

但、町奉行共差出候帳面壱冊

(中略)

(朱書)「四」「印鑑五枚」

右之通書付都合式通、帳面壹冊。進達之仕候、以上

戸田伊豆守

十月十六日

土屋采女正

佐渡守掛

無宿

当五月廿六日入牢

龟藏

巳二拾三歲

(中略)

常憲院様百五十回御忌御法事

御執行ニ付、御赦伺帳当地町

(朱書)「差出候付」

奉行。差上候儀、申上候書付

土屋采女正

先達而被仰下候當月常憲院様百五十回御忌御法事御執  
行ニ付、御赦伺帳老冊、久須美佐渡守・戸田伊豆守差  
出候付、進達之仕候、以上

十月十六日

(内表紙)

「常憲院様百五十回

御忌御法事

御赦伺書

御扣(朱書)

久須美佐渡守

此者儀、所々立廻り、船方相勵罷在、志州於鳥羽湊、  
尾州船之由名前不知船頭ニ被雇、右船江水主ニ乗組、  
乘勵いたし居候内、地名不存湊江碇泊いたし候節、  
与風惡心差發候迎、目間見合船中掛ケ硯之内ニ差入  
有之候金三拾七兩三分致取逃候由申之、右金子不残  
所持罷在、外ニ致惡事候儀相聞不申候得共、右始末  
不届ニ付、死罪

(朱書)

「右取逃ニ途候船頭甚助承合候得共、相知不申候付、

右龟藏所持いたし候金子取上候様可仕与奉存候」

右之者書面之通、御仕置可相伺者ニ御座候得共、此度  
常憲院様百五十回御忌御法事之御赦ニ御免可被仰付候  
哉、奉伺候、以上



掛

久須美佐渡守

戸田伊豆守

〔朱押〕  
「右被盜主共相知不申候」

播州片嶋原村百姓又次郎同居伴喜十郎盜いたし候一件吟味仕候趣、左之通御座候

脇坂中務大輔殿領分

播州揖西郡片嶋原村

百姓又次郎同居伴

当閏五月廿三日入牢

喜十郎  
已式拾七歲

〔朱押〕  
「右被盜主者前書貞五郎日雇重藏〔二面カ〕、貞五郎儀重  
藏召連本文之次第〔訴出申口カ〕符合仕候」

〔黄紙下ヶ札〕  
「此喜十郎儀、所々水車小屋入口之戸明掛有之内江入、  
盜いたし、又者同小屋裏口ニ有之品等盜取候而已な  
らす、貞五郎・利兵衛所持水車小屋江用向有之罷越  
候節々、右場所二人不居合候付、手元ニ有之品を茂

盜取候段、不届ニ付、入墨之上重敲可申付候哉」

右之者吟味仕候處、近頃一己之小遣錢ニ差支候付風

惡心差發、當正月廿同五月迄之内日不覺、撰州之内地  
名不存所々水車小屋入口之戸明掛有之内江入、衣類物

〔朱押〕  
「右被盜主者前書利兵衛ニ而、本文之次第訴出申口符  
合仕候」

同月日不覺、同州之内地名不存水車小屋裏口ニ有之候  
木綿衣類壹盜取

(朱世)  
「右被盜主相知不申候」

慥成品之由申偽、式品者兼而知人撰州□和助相賴、同

人置主、同村七兵衛判□、同村藤次郎方江代金式朱  
与錢六百文、九品者同村德藏相賴、同人置主、同村弥

□判組を以質屋右藤次郎方江代金式□之質物二差入

貰、八品者往来之古手買□追々二代金壹分与錢六貫

四百五拾文二□、式品者同州之内地名不存山中樹木

之小陰江取隱置、追而取出ニ罷越候処、右品不相見候

付、不審ニ存候得共、素々盜物之儀三付無致方、其儘

ニいたし打過居候処、被捕候由申之候

(朱世)

「右和助外三人相糾候処、申□符合仕、喜十郎申聞

候趣実事与存、盜物与者更ニ不存、質入遣候由申之、

質屋藤十郎も是□与者不存、質物ニ取置候由申

之、品差出□質取方ニ而何れも馴合候筋不相聞候

□、和助外三人者喜十郎質入之儀頼聞候□盜物ニ

有之処、其儀□□存候共、得与出□不相糾、右躰

之品質入□候段不念ニ付、和助過料三貫文申付、

七兵衛外式人者質代錢償可申付与奉存候、且右往  
來之古手買名所相知不申候付、居所聞探方申付置  
候」

一右藤次郎差出候品取上置、被盜主相□候分者追  
而落着之節、夫々江可渡遣与奉存候」

右吟味仕候趣、書面之通御座候、御仕置之儀黃紙下ヶ  
札を以奉伺候、以上

十一月

掛

久須美佐渡守

戸田伊豆守

(中略)

不筋之掛合致し、取立金横取、又者身分を不顧、右懸

合ニ携候一件御仕置之儀、以別紙相達候間、得其意可

被達候、以上

十一月十五日

内藤紀伊守

久世大和守

松平伊賀守

堀田備中守

土屋采女正殿

大坂町奉行懸

増田作右衛門御代官所

揖州西成郡難波村中之町

伊兵衛借屋佐兵衛方

座敷借罷在候

存命ニ候得者

死罪

病死 武 八

四辻家支配

四天王寺附染人

百日逼塞

右之通御仕置可被申付候、以上

一朱書之内、善兵衛・半左衛門過料三貫文宛申付、過

料難差出候ハ、三十日手鎖、栄藏者伺之通急度叱り

置候様可被致候

十一月

(中略)

覺

(中略)

右之通書付都合七通、御証文下書壹通、帳面四冊進達  
之仕候、以上

十二月朔日

御老中四人様

土屋采女正

不筋之掛合致し、取立金横取、又者身分を不顧、右懸

又者身分を不顧、右懸合ニ携候

一件御仕置之儀、以御別紙被仰下

承知仕候儀、申上候書付

土屋采女正

不筋之掛合致し、取立金横取、又者身分を不顧、右懸  
合ニ携候一件御仕置之儀、以御別紙被仰下奉得其意、  
則久須美佐渡守・戸田伊豆守江相渡申候、以上

十二月朔日

重科之者行衛不相知候二付、

人相書御触之儀相伺候書付

重科之者行衛不相知候付、  
人相書御触之儀二付、戸田伊豆守  
相伺候趣、申上候書付

土屋采女正

已十一月廿八日

戸田伊豆守

当六月晦日夜、攝州西成郡高畠村百姓久兵衛を及殺

害、逃去候同人曰雇同村九郎兵衛儀、行衛相知不申候

付、雇主を及殺害候罪状御仕置先例取調候処、別紙太

吉二引當可申重科之者之儀二付、人相書を以尋之儀、

〔朱書〕次別紙嘉平次例三見合、当表支配國江者触書差出、諸向

御触之儀者各様江私々可申上哉之旨、伺書戸田伊豆守

差出候付、〔朱書〕先例茂有之候間別紙伺之通以附札差団仕候、於其御地人相

書御触之儀御座候様仕度奉存候〔朱書〕「。依之」。右伺書承附卷通并

例書宅冊、当表支配國江相触候書案宅冊進達之仕候、

以上

十二月朔日

〔朱書〕「已十一月廿七日戸田伊豆守以用人差出之、翌廿八日以附札相

達之」

別冊を以相伺候攝州高畠村百姓九郎兵衛儀、日雇主同  
村久兵衛を及殺害、其場合逃去候二付、尋并捕方手当  
申付候得共、今以行衛相知不申由二付、雇主を及殺害  
候者罪状御仕置先例取調候処、別紙太吉二引當可申候  
付、重科之者之儀二付、人相書を以尋之儀猶取調候処、  
〔朱書〕次別紙嘉平次例三見合、当表支配國江触書差出可申与奉  
存候、諸向御触之儀者江戸表江被仰上可被下候哉、依  
之触書案相添此段相伺申候

以上

〔朱書〕「書面伺之通御差団御座候ハ、当地之銘々并闕出雲  
守戸御達御座候様仕度奉存候」

巳

十一月

戸田伊豆守

各支配國之儀者

伺之通可被相触候

一統御触之儀者

江戸表江可申上候

(内表紙)

例書

當時無宿

太吉

」

右太吉儀、三郎兵衛方江日々被雇、船乗相持罷在候

処、其後雇呉(心付カ)不申儀者此酒癖惡敷故之儀ニ有之を

其儀ニ不(義カ)此者取統方を難儀為致候者三郎兵衛

幼年ニ付、同居伯母ちう家事万端相賄居候故、同人之取計ニ可有之与疑迄之儀を憤、右躰被召仕候恩(義カ)

を失ひ、ちう店先涼居候を刃物ヲ以手疵(為負カ)辺ニ居合候たけをも無趣意切付候段、重々不届至極ニ付、大坂三郷町中引廻之上砾

(朱書)

「右者弘化三年九月水野若狭守勤役中、其節之御城

代松〔平〕伊賀守殿江相伺候上口」

文化九年申年御渡

所司代伺

一雇主を殺候者相書ヲ以尋之儀ニ付評儀

当地木屋町二条下ル式丁目万屋源兵衛貸座敷ニ逗留

罷在候肥後国本米屋町市原屋俊十郎雇人同国熊本金

〔屋(朱書)

田町嘉次平、右俊十郎儀當地江罷登候ニ付、供ニ右

嘉次平召連、去月下旬右座敷ニ止宿罷在候処、同

九日俊十郎儀鞍馬寺江致參詣罷帰候処、嘉次平儀酒

給醉居候ニ付、禁酒之儀者國元ノ申聞置候処、留

守中酒給候儀如何之訛ニ候哉与相咎候処、嘉次平儀

何之食着茂不致候ニ付、不埒之致方与存杖を(以カ)敵候

処、差而立腹之躰も不相見候処、無程後口ノ脇差を

以切付候ニ付、驚振返り候節、倒候処、猶又所々江手疵負、嘉次平儀逃去候旨、町分々訴出候ニ付、嘉次平儀召捕候手当申付、早速檢使差遣候処、脈体も慥尔而元氣宜、追々平癒可致様子ニ相見、嘉次平行衛相知不申候段、檢使之もの申聞、尤俊十郎儀者所□養生申付置候、然ル処同月相果候旨申出候由、右俊十郎者当地江登候ニ付、嘉次平供ニ雇候者之旨、俊十郎其外之者共申立居候由、右嘉次平儀召捕手当者厚く申付候得共、弥行衛不相知上者被雇主江手疵為負候者ニ付、主人同様、嘉次平人相書ヲ以尋之儀相伺候筋ニ也可有之哉与先例相糺候処、町奉行共御役所諸帳面火災之節、焼失いたし、相當之例相見不申候間、捕者方□合ニ相成候例有之候ハ、相渡吳候様町奉行共申聞候付、先達而被遣置候御仕置例之内、別紙書拔為見合相渡申候、其後嘉次平儀追々嚴敷召捕候手当申付、領主細川越中守当地留居役呼出し、於國方茂捕方手配之儀相達候得共、今以行衛相知不申候由、前書之通國元々供ニ連登候儀相渡候例ニ見

合候得とも、俊十郎者主人同然之者与存候ニ付、重科之者尋之例相糺候処、寛政十午年元主人を殺害および、逃去候もの有之尋之儀、町奉行と茂取調、相伺候処、支配國之儀者可相触、一統御触之儀者其御地江伺之上可相達旨申渡(朱世)<sub>〔後〕</sub>「御」其段其。地ニ而一統江御触出有之右写壹通相達、猶又支配國相触候趣書留相見候由、此度之儀茂先町奉行共支配山城大和近江丹波國中寺社在町相触候様可致哉之旨、町奉行共相伺候付、可為伺之通旨申渡候、依之町奉行共差出候伺書(朱世)人相書写壹通〔後〕。并御仕置例之内書拔壹通入御披見候、且一統御触之儀者前書俊十郎・嘉次平儀越中守領分中之者之儀ニ付、猶又御差図可被仰下候哉、相伺与申候、此儀御定書人相書を以御尋ニ可成もの之箇條ニ、公儀江対し候重キ謀計・主殺・親殺・閑所破・□有之雇主を殺候もの、人相書を以御尋之御定者勿論先例も差當相見不申候得共、今般之嘉次平、俊十郎儀國元ニ而雇ひ、供ニ召連、上京いたし、逗留中逆も始終下男同様召仕候もの与相聞、一ト通之日雇・月

雇与も訛違、全く主従之趣意ニ相当、然ル上者逆罪

之者ニ御座候間、嘉次平行衛人相書を以ニ統御触有

之候方可然哉<sup>与</sup>存候

申

九月

(朱書)

「評儀之通添」

(内表紙)

触書案

一

巳

十一月

(中略)

覺

当六月晦日夜、攝州西成郡高烟村百姓久金衛を及殺

害<sup>申</sup>逃去候同人日雇同村九郎兵衛人相書

一年式拾九歳、年齢<sup>今</sup>年増ニ相見候

一生國右高烟村

一惣體太り、肉脊高<sup>キ</sup>方

一面躰長<sup>ク</sup>頬<sup>申</sup>

一鼻高<sup>キ</sup>方

一眼一タ皮眼少し大<sup>キ</sup>方

一眉毛濃<sup>キ</sup>方

一口常躰、齒並能ク白<sup>キ</sup>方

一髮并月代とも濃<sup>キ</sup>方、生際常躰

一耳常躰少<sup>シ</sup>大<sup>キ</sup>方

一言舌靜成方

一其節之着用木綿白晒・同縞三尺帶をメ罷在候

右之通之者於有之二者其所ニ留置、早々大坂町奉行所江可申出、若及見聞候者其段も可申出候、隠し置、脇合相知候ハ、可為曲事事

(朱書)十一  
十二月廿六日

勤候与力同心江御褒美之儀、当地町奉行申聞候趣、  
申上候書付、壱通

但、町奉行共差出候書付壱通、例書壱通  
(朱書)[武]

(中略)

(朱書)[四]

右之通書付都合拾壱通、御証文下書三通、絵図壱枚、

印鑑式枚進達之仕候、以上

十二月十六日

土屋采女正

御老中四人様

(中略)

不筋之掛合いたし、取立金横取、

又者身分を不顧、右掛合三拵候

一件、御下知之通御仕置申渡候儀、

当地町奉行申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

不筋之掛合いたし、取立金横取、

又者身分を不顧、右掛合三拵候

一件、御下知之通御仕置申渡候儀、

書付壱通、久須美佐渡守・戸田伊豆守差出候付、進達

之仕候、以上

不筋之掛合いたし、取立金横取、又者  
身分を不顧、右掛合三拵候一件  
御下知之通御仕置申渡候儀申上候書付

掛 久須美佐渡守  
戸田伊豆守

大坂町奉行懸

増田作右衛門御代官所

攝州西成郡難波村

中之丁

伊兵衛借屋佐兵衛

方座敷借罷在候

病死 武 八

存命三候得者  
死罪

四辻家支配

四天王寺附染人

百日逼塞 園 駿 河

一 朱書之内善兵衛・半左衛門者過料三貫文ツ、申付、  
過料難差出候八、三十日手鎖、榮藏者伺之通急度叱

り置

右之通御仕置可申付旨、御下知之趣奉承知、則今二日

申渡候、依之中上候、以上

巳

十二月

久須美佐渡守  
掛 戸 田 伊 豆 守

久須美佐渡守組与力  
戸 田 伊 豆 守  
内 山 彦 次 郎

成瀬 九郎左衛門

下役同心

式 人

戸 田 伊 豆 守組与力

朝 岡 助 之 丞

荻 野 七 左 衛 門

下役同心

式 人

去々卯年以来、御地御備御匂粗御買上取計方御用相勤  
候与力同心江御褒美之儀申上候書付壹通、例書壹通、  
久須美佐渡守戸田伊豆守差出候付、入御披見相伺候、  
宜御差図被成可被下候、以上

十一月十六日

去々卯年以来、御地御備御匂粗  
御買上取計方御用相勤候与力同心江  
御褒美之儀、申上候書付

右之者共、去々卯年以来、御勘定奉行同吟味役分申越  
候其御地御備御匂粗御買上取計方掛申付候処、近来米  
価高直勝ニ而兎角人氣不平之折柄、諸家払米少、土地  
米融通ニ拘、聊之響ニ而も相場引立候時勢ニ付而者品々  
勘弁を以為取扱候処、心配仕、殊諸國々当地江糀ニ而  
積廻候分稀ニ而自ラ積匂居候者無御座候付、近国其外  
遠国百姓共貯居候向承探、当地江為賣集候駆引等いた

し、米価人氣ニ不差障儀者勿論、時々之相場ニ不拘、

成丈下直ニ御買上出来候ニ付而者夫是手数も相掛、其

金百疋充

水野若狭守組同心  
式 人

上御知御藏之御修復中ニ付、当地難波・玉造御藏江坂

納取計、御地江積廻等も相済候儀ニ而格別骨折相勤候

ニ付、以来御用向励之為ニ茂御座候間、右与力同心共

江相應之御褒美被下候様仕度奉願候、依之例書相添此

段申上候、以上

已  
十二月  
久須美佐渡守

戸田伊豆守

例書

水野若狭守組与力

朝岡助之丞

荻野七左衛門

銀五枚充

内山彦次郎

成瀬九郎左衛門

入墨之上

重敵

右伺之通、御仕置可被申付候、以上

喜十郎

右者当地御買上米糀取扱御用相勤候付、弘化四未年六

月書面之通被下之候

右同断御用相勤候付、書面之通被下之候

(中略)

播州片鳴原村百姓又次郎同居伴喜十郎御仕置之儀、別紙書付を以相達候間、被得其意町奉行江可被申渡候、

以上

十二月九日

土屋采女正殿

御老中五人

久須美佐渡守懸

戸田伊豆守懸

脇坂中務大輔領分

揖州揖西郡片鳴原村

百姓又次郎同居伴

小普請組小笠原順三郎支配稻富三五郎知行攝津國東成郡

源太夫

左專道村名主并組頭百姓共不法之始末且地頭申付を相

吉左衛門

拒候儀ニ付、別紙吟味伺書一通差越候間、吟味致し申

半左衛門

□候様、其地町奉行共江

久左衛門

十二月十三日

御老中五人

土屋采女正殿

（朱書）「小前」

百姓代

九兵衛

支配

知行所百姓御吟味願

小笠原順三郎

一 同

小普請組

小笠原順三郎知行所

稻富三五郎知行所

（朱書）「津」

攝津國東成郡

左專道村

名主

國右衛門

作右衛門

組頭

右三五郎知行所攝津國東成郡左專道村江用向有之、去  
ル八月十日出立三而家來宇田叅右衛門并閑口米藏与申者  
差添出役為仕候處、同月廿六日村着仕、名主國右衛門  
宅江罷越、右同人外村役人共一同呼出、下知書并申渡  
書之趣申渡候処、右者去ル卯年中三五郎手元并知行所  
村方共改革仕度奉存候間、名主國右衛門并作右衛門呼  
出し、右改革用談筋申談候処、承伏仕、請書差出、尤  
右改革取極候上者地頭所類燒歎亦又者天災等臨時有之  
候節者格別外暮向之義ニ付、何様之義有之候共用□□  
勿論先納等申付間敷段取極、右兩人共帰村申付候処、

其後同年十月中地震ニ而三五郎住居者勿論門長家向不  
残皆潰相成、難渋仕候間、前書之通改革用談筋取極候  
得共、右之次第御座候間、無拠普請金入用之分書状□  
申遣候処、承伏仕、則返書を以請書差出候ニ付、可相  
成丈僉約之普請取掛、木品為引入候処、其後何分金子  
差出不申候間、依之大工職人共々断申出候ニ付、其後  
度々書状を以催促申遣候処、其後聊之内金差出取揃、  
差金無御座候ニ付、既ニ為引入候木品立腐等ニ相成候  
向茂有之、其後辰年大風雨ニ而猶又大破ニ罷成、当惑  
罷在、其時ニ茂再応度々催促申遣候得共、差出不申、  
三ヶ年越ニ相成候得共、皆納不仕、殊ニ当年坏者定月  
割合暮金等茂兩三ヶ月茂相滯、差金無之、旁以差支不  
都合之儀ニ御座候、右者一躰前書卯年中村役人共呼出、  
改革申談候茂畢竟三五郎勝手向借財多ニ罷成、改革仕  
候程之□処、兩年引続右様之天災□臨時物入  
等多、当惑仕□金子茂三ヶ年三至り皆納不仕、  
右ニ付、村役人共呼出申遣候処、何分出府不仕候間、  
遠路之儀何共致し方無御座候ニ付、無拠此度出役為仕

下知書□申渡候処、何分承知不仕候間、□ニ再三利解  
申聞候得共、少茂取聞不申、種々法外申募、地頭蔑ニ  
□當り、何分其儘難差置場合□、糺明申付  
候処、直様出役所門外□然ルを相図ニ凡四五百人余茂  
徒党□、出役宅を取巻、右之者共竹槍或者□竿、又者  
所持之手道具を持□宅江石瓦其外雜木等投入  
□者不及申、既ニ取潰候計之躰及乱防<sup>(妨)</sup>□、然ル  
上者出役之者共一命を捨□余儀其儘難差置、夫々用  
意仕候□、國右衛門出役毛江罷越、甚不埒ニも□恐  
入乍去右之場合外出御座候而者□騒動ニ罷成候間、  
何分外出不致□押而差留、右躰之始末不埒ニ候□可  
相成丈、騒動不相成方出役之者茂専ニ勘弁仕、村役  
人任申□程茂扣居候処、追々村内寺□申候由、  
右者前書數百人及徒党□朱書<sub>村</sub>乱防候程之始末、右。役人  
共不存候□者無之筈与奉存候、全同服□与奉存候、  
右之始末ニ而者迎茂用□不行届、出立仕候今外手段無  
之□、村方出立仕、大坂八軒家与申方□取旅宿仕、  
尤其節國右衛門江□儀者外用向茂有之候ニ付、同所

迄(朱書)「旨」案内可罷出与申付候処、罷出候儀迷惑之由申

出、不罷出、家来々申儀者逸々相拒、取計兼候付

付、兩人共一ト先急ニ帰府仕、其段具(申カ)聞候、右

者何共不埒不法之始末様、差紙を以村役人共一同

呼候処、一同出府不仕、然ル上者村役人共者不及申、小前末々之者迄茂(全地力)頭蔑二相心得、前書不

埒而者地頭非出し候儀与奉存候、右者此鑑(差置候力)

分二茂陥り、奉対公辺江恐入、且者向後村方相拘り、

収納者勿論外何様之用向出来候ニも難行届者眼前□御座候、右不法不埒之者共ニ御座候逆茂手限之吟味

難行届、依之(不カ)得止事、御吟味奉願度奉存候、何卒其筋於奉行所吟味御座候様仕度旨、三五郎奉願候、依而

申上候、以上

巳  
十二月朔日

小笠原順三郎

(中略)

当六月晦日夜、摺州西成郡高畠村百姓久兵衛を及殺害逃去候日雇同村九郎兵衛行衛不相知、雇主を及殺

害候罪状御仕置例取調、重科之者之儀ニ付、以

尋之儀戸田伊豆守伺(朱書)「等」書案内被越之到来久

兵衛同村之百姓三面(朱書)而已ニ付、全久兵衛方ニ雇

候ものニ候哉、又者一ト通之作日雇等之ものニ候哉、雇方之次第今一応(巨カ)細取調申聞候様、伊豆守江可

被候、以上

十二月十五日

土屋采女正殿

(中略)

覺

一播州片嶋原村百姓又次郎同居伴喜十郎御仕置之儀、

以御別紙被仰下、承知(仕カ)候儀申上候書付、壹通

(朱書)△則申渡候処、御下知之通御仕置申渡候儀、当地町

奉行申聞候趣申上候書付、一通

但、町奉行共差出候書付一通

一小普請組小笠原順三郎(支配カ)稲富三五郎(知行摺州東成郡左專カ)

道村之者等吟味相願候儀ニ承知仕候

十二月廿五日

土屋采女正

御老中五人様

播州片嶋原村百姓又次郎同居喜十郎盜いたし候一件御仕置之儀、

(朱書)「則申渡候處、御下知之通御仕置申渡候儀」  
以御別紙被仰下承知仕候儀申上候書付

「△町奉行申聞候趣申上候書付」

土屋采女正

此地町奉行相伺候播州片嶋原村百姓又次郎同居喜十郎御仕置之儀、以御別紙被仰下奉得其意、則久須美佐

渡守・戸田伊豆守江(朱書)「申相渡候」

(朱書)「處、御下知之通御仕置申渡候儀申上候書付老通差出候付、進達之仕候、以上」

十二月廿五日

(中略)  
(去辰年御入用力)  
一去々卯年□増減之儀、当地□候趣  
申上候書付、壱通(共力)  
但、町奉行共差出候書付壱通、□壱冊一組与力同心並町役人□骨折差遣之儀、堺奉行申聞  
候趣、申上候書付、壱通

但、堺奉行差出候書付壱通

(中略)

(朱書)「式拾七通」「御証文八通」「繪図一枚」

右之通書付都合拾四通。□四冊。進達之仕候、以

播州片嶋原村百姓又次郎同居喜十郎儀致し候一件  
御下知之通御仕置申渡候儀申上候

上

戸田伊豆守  
久須美佐渡守

久須美佐渡守掛

戸田伊豆守掛

脇坂中務大輔殿領分

播州揖西郡片嶋原村

百姓又次郎同居伴

入墨之上重敲

喜十郎

右之通御仕置可申付旨御下知之趣奉承知、今廿三日御

仕置申渡候、依之申上候、以上

已

十二月廿三日

久須美佐渡守

重科之者行衛不相知候者  
人相書御触之儀ニ付、今  
申上候様、戸田伊豆守江可相達奉得カ被仰下  
承知仕候儀、申上候書付

土屋采女正

小普請組小笠原順三郎支配  
稻富三五郎知行攝州東成郡

左專道村名主井組頭百姓共  
(朱書)「之者共」

等吟味相願候

不法之始末且地頭申付を相拒候

儀ニ付、被仰下承知仕候儀申上候  
書付

土屋采女正

小普請組小笠原順三郎支配稻富三五郎知行攝州東成郡  
左專道村  
百姓共不法之始末且申付を相拒候

此地町奉行共江可相達旨被仰下  
其意、則久須美佐渡守・戸田伊豆守江申渡候、以上

十二月廿五日

入墨之上重敲

喜十郎

右之通御仕置可申付旨御下知之趣奉承知、今廿三日御

仕置申渡候、依之申上候、以上

已

十二月廿三日

久須美佐渡守

重科之者行衛不相知候者  
人相書御触之儀ニ付、今  
申上候様、戸田伊豆守江可相達奉得カ被仰下  
承知仕候儀、申上候書付

土屋采女正

当六月晦日夜、  
(攝州西成郡力)  
高畠村百姓  
(久兵衛を及殺害力)  
逃去候

同人  
(雇主力)  
行衛不相知  
(雇主力)

取調重科力之者之儀ニ付、人相書以  
(尋力)之儀、戸田伊

豆守伺  
案等進達之仕申上候  
久兵衛同村之

百姓  
日雇与而已ニ付、全久兵衛  
差置候も

のニ候哉、同人  
通之作日雇等之もの  
方之次第

今一応巨細  
申上候様、伊豆守江可  
被仰下奉得

其意、則申達候、以上

十二月廿五日

(朱書)「殺」

雇主を及害逃去、行衛不相知候者、右雇方之次第御尋御下知之趣

御請申上候儀戸田伊豆守  
〔戸田伊豆守〕  
〔当地町奉行〕

申聞候趣、申上候書付

土屋采女正

雇主を及殺害逃去、行衛不相知候者、右雇方之次第御

尋御下知之趣、御請申上候儀戸田伊豆守  
〔戸田伊豆守〕  
〔当地町奉行〕

豆守差出候付、進達之仕候、以上

十二月廿五日

雇主を及殺害逃去、行衛不相知候者右

(朱書)「次」  
雇方之儀第御尋御下知之趣、御請申上候書付

戸田伊豆守

巳  
十二月

戸田伊豆守

去々卯年去辰年御入用銀増減書付壹冊、右二付申上候

之儀、当地町奉行申聞候趣  
申上候書付

当六月晦日夜、摶州西成郡高畠村百姓久兵衛を。殺害逃去候同人日雇同村九郎兵衛行衛不相知、雇主を殺害

およひ候罪状御仕置先例取調、重科之者之儀二付、人相書を以尋之儀、土屋采女正江相達候処、九郎兵衛者

去々卯年去辰年御入用銀増減書付壹冊、右二付申上候

土屋采女正

久兵衛同村之百姓尔て同人日雇与而已ニ付、全久兵衛方

ニ雇差置候者ニ候哉、又者一ト通之作日雇等之者之

哉、雇方之次第今一応取調可申上旨、御下知之趣采女

正相達、奉承知、右九郎兵衛儀母たみ与兩人相暮困窮

ニ付、久兵衛方江五ヶ年以前今半季日雇与唱給銀百目

ニ相極、始終入込隔日野業ニ罷出候外者家事用向をも

相傭、下人同然ニ相勤、夜分者自宅江引取通勤仕候者

ニ而、右給銀を以五ヶ年来母子取続罷在候儀ニ付、全

(朱書)「之」  
一ト通。作日雇之類与訛違、奉公人同様之勤方仕候趣、

右たみ并久兵衛家族之ものも申立候儀ニ御座候、依之

此段奉申上候、以上

書付毫通、久須美佐渡守・戸田伊豆守差出候付、進達

之仕候、以上

十二月廿五日

去辰年定式御入用  
銀四拾貫目之内

壱分銀貳百三拾六兩

銀貳拾五貫八百四拾目

六拾  
(目替力)

去辰年御入用増減之儀申上候書付

久須美佐渡守

(朱書)  
「去々卯年定式御入用

銀四拾貫目之内

壱分銀貳百三拾六兩

六拾目替

銀貳拾五貫八百四拾目

ノ銀四拾貫目」

去々卯年御入用与見合増減無御座候

去辰年臨時御入用銀御金藏江仮納仕置候六拾貫目之内

今請取

銀貳拾七貫百四匁六分毫厘

(朱書)  
「去々卯年右同断

銀貳拾六貫貳百三匁六分」

右卯年御入用与見合

久須美佐渡守  
戸田伊豆守」

〔去々卯年  
(内表紙)

夫辰年

御入用増減書付

銀九百壺匁壺厘

去辰年川方御入用

銀弐百四拾貫九百拾匁五分

(朱苞)

「去々卯年右同断

銀弐百三拾九貫三百八拾目壺分」

右卯年御入用与見合

銀壺貫五百三拾目四分

去辰年増

右者辰年定式并臨時御入用銀□、去々卯年御入

用高を以口々銀高増減□御座候、以上

十二月

久須美佐渡守

戸田伊豆守

銀壺兩充

同心

四人

右者脇〔坂〕中務大輔殿当地御巡見御用掛り相勤候付、  
組与力同心并町役人共褒美  
骨折差遣候儀、堺奉行申聞

組与力同心并町役人共褒美  
骨折差遣候儀、堺奉行申聞  
候趣申上候書付

土屋采女正

銀壺兩充

惣年寄

式人

中務大輔殿堺表御巡見之節、御用掛相勤候組与力同心  
并町役人共江為骨美差遣候書付壺通、閔出雲守差出候  
間、入御披見候、以上

十二月廿五日

組与力同心且町役人共褒美并骨折

(朱苞)「置」

差遣候儀御届申上置候書付

閔出雲守

組与力

岸一九郎

戸田与五郎

金五拾疋充

中村督太郎

右同断御用掛り相勤候付、為骨折差遣申候

右先例之通差遣申候、依之此段御届申上置候、以上

已

十二月 関出雲守

正誤表	
訂正箇所	誤
紀要第五七号 二七頁上段四行目	大坂三郷引廻之上
八〇頁上段九行目 獄門	大坂三郷町中引廻之上

## 解説

## 一

大坂城代土屋氏『御用留』によれば、大坂城代は毎年二月、大坂町奉行所と堺奉行所から提出された前年の「死罪之者科書」と「牢舎之者人數書付」を老中に報告していることがわかる。このような経緯で、大坂城代の記録の中に、幕末期—嘉永三年、嘉永四年、嘉永七年（十一月改元安政元年）、安政二年、安政三年の五年分<sup>一</sup>の大坂・堺兩奉行所の記録（「死罪之者科書」と「牢舎之者人數書付」）が書きとめられているのである。

「死罪之者科書」は、下手人・死罪以上の犯罪（死刑）に関する年次別の刑事判決録である。したがって、「御仕置例類集」のように、「将来裁判の例として参考となるべきものだけをピックアップし、かつ、参照引用に便利なように分類編集したもの」とは異なり、幕末の一時期ではあるが、大坂・堺兩奉行所の年次別の死刑に関する全判決文が収められている。

また、「牢舎之者人數書付」には、年次別の牢舎総人數および刑名別の人數等が記されている。牢舎（牢屋）は、「未決の者および有罪判決を受けた者を刑の執行まで拘禁することを主たる目的とした施設<sup>2</sup>」である。当時大坂の牢屋は、松屋町筋に面していたので、松屋町牢屋或いは松屋町本牢とも言われた。幕末期大坂の牢舎総人數の年平均は、約一九〇〇人である。

江戸に関しては、平松義郎氏の先行研究がある。平松氏は小伝馬町牢屋の記録（「御証文引合帳」）を分析して、つぎのようについている。すなわち、「小伝馬町牢屋に収容され、刑罰を執行されたものは、文久二年（八月閏）、同三年、元治元年は延べで一年平均約一二〇〇人、慶應元年（五月閏）は五月から十二月まで九ヶ月間に約一四〇〇人で、総計五〇〇〇人を超える。これを掛奉行別に見ると、火附盜賊改が最も多く全体の七割、町奉行が二割、以下勘定奉行、寺社奉行、評定所の順である」とされている。同研究は、刑の執行のために出牢した者だけに考察を限っているため、

牢死者・病死者等については言及していないが、本史料によつて、牢死者などを含む大坂・堺の牢屋の実態を知ることができる。

以下本稿では、刑事統計表をもとに刑政の全般的な傾向について指摘するにとどめ、刑事判例そのものについては別稿で述べる予定である。

## 二

まず、幕末期の大坂・堺両奉行所において死刑を執行された者のはば八割が無宿であることに注目すべきである（表1・表2）。有宿について、その内訳をみると、大阪・堺ともその約五割を借屋層が占めている。なお、女性の無宿は大坂の場合、二八九人中五人であり、堺は八四人中一人いる。

死刑を執行された者の年平均は、大坂が七五人、堺が二一人である。死刑のなかでは死罪が最も多く、大坂が約五割、堺が約七割を占めている（表3・4）。死罪の年平均は、大坂が四一人、堺が一五人である。処

刑された者の犯罪は盜み（窃盗罪）とその累犯が多い。

他方、大坂町奉行所の天明二年（一七八二）より同六年にわたる入牢高（牢舎総人数）の年平均は四六三人で、死刑の年平均は四六人である（表5・8）。両者を比較すると、幕末における牢舎総人数（約四倍）および死刑（約一・六倍）の増加は、無宿による犯罪の増加と密接に関係していると思われる。大坂では、死刑の牢舎総人数に占める割合が、天明年間は一〇%であるが、幕末には四%に減少している（表8・9）。

つぎに、刑種別の執行数をみると、入墨・敲刑が一番多いことが注目される（表8・9）。牢舎総人数に占める入墨・敲刑の割合は、天明期が約三割、幕末期が約二割である。幕末期の江戸でも、入墨・敲刑は、少なくとも牢屋に収容された者に対する刑罰のなかで最も行われた刑種で、被処刑者総数の七割を超える。

また、大坂の牢舎総人数に占める追放刑の割合について、天明期と幕末期を比較してみると、約一四%から約五%に減少している（表8・9）。追放刑は、資産

もなく定住していなかつた者（無宿）にとつてはほとんど苦痛を感じられず、追放刑の刑罰としての機能は次第に失われつあつた、とされている。幕末期の江戸では、追放刑の宣告をうけた者のうち、実に八〇%が人足寄場に送られている。<sup>(8)</sup>

なお、大坂町奉行所の人足寄場については、天保十四年（一八四三）年に「暫定的に高原溜の一部をこれにて、手狭のため手作業は困難なのでおもに川渉いなど外で作業を行なわせていた」とされている。大坂代官所の人足寄場については、近年松永友和氏によつて明らかにされている。<sup>(8)</sup>

そのほかに、過怠牢（女性・幼年者の敵刑の換刑）、非人手下（無宿幼年者・幼年者の敵刑の換刑）、手鎖、過料、叱りなどの刑に処せられた者がいる。

たことは、「商業の中心地としての大坂の性格が、行政にも反映したものと臆断しては誤りであろうか」と述べ、続けて、大坂の被差別民に關わる刑罰（穢多仕置）「非人仕置」について、「また特殊民をその長に引渡した事例が一七人もあり、江戸より遙かに多いことも、上方の特殊事情によるものといつてよいであろう」と推察している。幕末期の大坂において、窃盜罪が多かつたことについては、先に述べたとおりである。しかし、その理由に関する憶断は別として、平松氏の大坂の被差別民に關わる刑罰についての指摘には承服できない。

大坂町奉行所では、「穢多非人」について遠島以上は奉行所で執行し、追放以下は、「穢多」は渡辺村（役人村）年寄へ、「非人」は四ヶ所長吏へそれぞれ引渡し、相当の仕置をおこなつた。

天明二年から六年までの五年間に、大坂町奉行所が役人村年寄および長吏に引渡して、相当の刑を執行するように命じた被差別民は一八人で、その内訳は、追

放刑七人、入墨・敵刑十人（但し、十五歳に達すれば入墨刑に処せられる者一人を含む）、過料一人である（表12）。年平均四人となる。また、幕末期の両者を比較してみるとどうであろうか。氏は、「穢多頭彈左衛門に引渡された者は一七〇人、ほとんどが非人で、良民に比べ、とくに目立つ犯罪的特長は認められないようである」<sup>10</sup>と述べている。一七〇人が、文久二年、文久三年、元治元年、慶応元年の四年間の合計であるとすると、年平均四三人となる。幕末期の大坂では、役人村年寄へ引渡された穢多身分は、年平均二九人、長吏へ引渡された非人身分は、年平均八人である（表13）。したがって、大坂の方が「江戸より遙かに多い」とは言えない。

幕末期に関しては、大坂の方が江戸より少ないのである。ある時期の、しかも事例件数の比較のみによつて、上方の独自性が存在するかのように指摘することは困難であるといわざるをえないであろう。<sup>11</sup>

なお、大坂町奉行所から役人村年寄および長吏に引渡されて相当の刑を執行された者の牢舎総人數に占め

る割合は、天明期・幕末期ともに、ほぼ一%前後であった（表8・9）。そのなかで入墨・敵刑が多いことも全体の傾向と同様である（表12・13）。

最後に、牢死が多いことに注目しなければならない。大坂の場合、天明期の年平均が五四人、幕末期の年平均が三四四人である（表8・9）。約六倍となつてゐる。この数字は幕末期大坂の牢屋がいかに苛酷な状態であったかを如実に示している。

また、幕末期大坂の牢屋では、年平均、在牢舎のほぼ一割が前年から年を越し、同じくほぼ一割が翌年に年を越している（表9）。その内訳は重病等のために下宿所に預けられた者と高原溜に預けられた者であつた。在牢期間が最長五年の者がいる（表14）。構いなく出牢した者が年平均一割、一一七人であることにも注意すべきである（表9）。このことは、当時の犯罪摘発の仕方と関係していると思われる。そのほか、御赦につき出牢した者が嘉永三年に二八〇人、安政元年に四五人いる（表9）。

以上述べてきたように「牢舎之者人數書付」には、刑名別の被処刑者以外の在牢者についても記されているので、当時の刑罰および牢屋の実態を知るうえで重要な基本史料である。

- (1) 平松義郎「幕末期における犯罪と刑罰の実態—江戸小傳馬町牢屋記録による—」『國家学会雑誌』第七一巻第三号、八〇頁。
- (2) 平松前掲論文、八九頁。
- (3) 平松義郎「近世刑事訴訟法の研究」創文社、一九六〇年、一〇五七頁。
- (4) 「天明七年十二月 松平石見守殿御初入二付差出御 覚書 勝部控」六十九「牢舎人數并御仕置覚」(京都大学附屬図書館蔵)。この史料抄録は、辻敬助氏(財團法人刑務協会編『日本近世刑史稿』上巻、一九四三年、三八六頁)と平松義郎氏(前掲書、一〇六五—一〇六七頁)によつて紹介されている。ただし、平松氏が、天明二年の獄門を一人としているのは、二人の誤りである。なお、「大坂町奉行管内要覽」大阪市史史料第十三輯(大阪市史編纂所編、一九八五年、五七一六頁)にも同種の史料(写本)が收められているが、
- (5) 平松前掲論文、一〇二頁。平松前掲書、一〇五七頁。
- (6) 平松前掲論文、九八頁。平松前掲書、一〇五九頁。
- (7) 南和男「江戸の社会構造」(堺書房、一九六九年)一五〇—一五一頁、平松義郎「江戸の罪と罰」(平凡社、一九八八年)二二三頁。高原溜は、安永二年六月、南瓦屋町統元瓦土取場の内に設置され、その面積は「武反九畝拾歩」であった(『大阪市史』第一巻、八五二頁)。明治元年八月高原徒刑場と改称している(両本願寺編『日本監獄教誨史』上巻、一二〇五頁)。
- (8) 蔡田貢編『大坂代官竹垣直道日記』(三)なにわ・大阪文化遺産学叢書10(関西大学なにわ・大阪文化遺產学研究センター、二〇〇九年)三〇三三〇八頁。
- (9) 平松前掲書、一〇六六—一〇六七頁。
- (10) 平松前掲論文、一一四頁。
- (11) 平松氏は、「三奉行留」に收められた天明七年(一七八七)中、寺社奉行、町奉行、勘定奉行掛處刑者数の書上に基づき、三奉行掛の処刑者総数二〇八人のうち、穢多頭彈左衛門へ引渡された特殊民は二人とされてい、る(平松前掲書、一〇六三—一〇六四頁)。ただし、非人仕置は一人である。このなかには火附盜賊改掛の処刑者数が含まれていない。

表1 幕末期大坂町奉行所 死刑を執行された者の無宿・有宿別人数

大坂町奉行所の刑事判例(五)

	無宿		有宿							年次別計	備考
	無宿	当時無宿	武士	百姓	船頭水主	借屋	下人	日雇	不明		
嘉永3年 (1850)	61	5	0	0	1	5	1	0	0	73	無宿に無宿非人2人含む。
嘉永4年 (1851)	92	2	0	0	1	2	1	0	0	98	無宿に無宿穢多1人含む。
安政元年 (1854)	58 (1)	6	0	3	1	13 (2)	1	1 (1)	2 (1)	85 (5)	無宿に無宿穢多7人含む。
安政2年 (1855)	54 (2)	7	1	4 (2)	1	8 (2)	5	0	1 (1)	81 (7)	無宿に無宿穢多4人含む。
安政3年 (1856)	24 (2)	5 (1)	0	1	0	7	1	0	1	39 (3)	
無宿・ 有宿別計	289 (5)	25 (1)	1	8 (2)	4	35 (4)	9	1 (1)	4 (2)	376 (15)	
	314 (6)				62 (9)						

注 ①( )は内数で女性の人数を示す。②武士1人は、鉄炮奉行堀平太夫組同心伊木丹蔵同居弟。③百姓・借屋には、同居を含む。

表2 幕末期堺奉行所 死刑を執行された者の無宿・有宿別人数

	無宿		有宿							年次別計	備考
	無宿	当時無宿	武士	百姓	船頭水主	借屋	下人	日雇	不明		
嘉永3年 (1850)	23 (3)	0	0	0	0	4 (1)	0	0	3 (1)	30 (5)	
嘉永4年 (1851)	22 (1) (3)	1	0	0	0	2 (1)	0	0	1 (1)	26 (1) (5)	無宿に無宿穢多3人含む。
安政元年 (1854)	15 (2)	0	0	0	0	2	0	0	1 (1)	18 (3)	無宿に無宿穢多2人含む。
安政2年 (1855)	9 (1)	0	0	0	0	0	0	0	0	9 (1)	
安政3年 (1856)	15 (1)	0	0	4	0	1	0	0	1	21 (1)	
無宿・ 有宿別計	84 (1) (11)	1	0	4	0	9 (2)	0	0	6 (2)	104 (1) (15)	
	85 (1) (11)				19 (4)						

注 ①( )は内数で女性の人数を示す。②〔 〕は内数で牢死者数を示す。

③百姓・借屋には、同居を含む。

表3 幕末期大坂町奉行所 死刑を執行された人数

刑名 年次	塩詰之死骸肆之上磔	肆之上磔	町中引廻磔	捨札建之火罪 町中引廻五ヶ所科書	町中引廻火罪	町中引廻獄門	獄門	町中引廻死罪	佐渡國江科書捨札 為建死罪	死罪	下手人申付、死骸取捨	下手人	年次別計
嘉永3年 (1850)	0	0	0	0	0	22	14	8	0	27	1	1	73
嘉永4年 (1851)	0	0	0	0	0	17	16	12	0	53	0	0	98
安政元年 (1854)	0	0	1	1	0	8	11	9	0	52	0	3	85
安政2年 (1855)	1	1	0	1	1	13	4	9	1	48	0	2	81
安政3年 (1856)	0	0	1	1	0	3	0	7	0	25	0	2	39
刑名別計	1	1	2	3	1	63	45	45	1	205	1	8	376

表4 幕末期堺奉行所 死刑を執行された人数

刑名 年次	町中引廻磔	町中引廻火罪	町中引廻獄門	獄門	町中引廻死罪	死罪	下手人	年次別計
嘉永3年 (1850)	0	0	1	0	4	25	0	30
嘉永4年 (1851)	0	0	2	2	7	15	0	26
安政元年 (1854)	0	0	1	1	4	12	0	18
安政2年 (1855)	0	0	0	0	5	4	0	9
安政3年 (1856)	0	0	0	1	1	17	2	21
刑名別計	0	0	4	4	21	73	2	104

表5 天明期大坂町奉行所 死刑を執行された人数

年次	刑名	町中引廻磔	町中引廻火罪	町中引廻獄門	獄門	町中引廻死罪	死罪	下手人	年次別計
天明2年 (1782)		1	0	0	2	4	12	2	21
天明3年 (1783)		0	0	0	2	1	32	4	39
天明4年 (1784)		0	6	4	3	3	28	3	47
天明5年 (1785)		0	0	16	8	8	43	6	81
天明6年 (1786)		0	0	10	14	3	16	0	43
刑名別計		1	6	30	29	19	131	15	231

表6 天明期大坂町奉行所 入墨・敲刑に処せられた人数

年次	刑名	入墨之上重敲	脱衣之上入墨敲	商物取上入墨之上敲	入墨之上敲	入墨	重敲	貲請候品取上敲	敲	年次別計
天明2年 (1782)		0	0	0	32	6	0	0	31	69
天明3年 (1783)		0	0	0	111	6	0	1	101	219
天明4年 (1784)		0	1	0	77	6	0	0	75	159
天明5年 (1785)		0	0	1	84	2	0	0	50	137
天明6年 (1786)		0	0	0	48	5	0	0	35	88
刑名別計		0	1	1	352	25	0	1	292	672

表 7-1 幕末期大坂町奉行所 入墨・敲刑に処せられた人数

年次	刑名	入墨之上 重敲	入墨 敲	入墨	重 敲	敲	年次別計
嘉永 3 年 (1850)		0	114	11	0	281	406
嘉永 4 年 (1851)		0	213	3	0	375	591
安政元年 (1854)		0	114	10	0	406	530
安政 2 年 (1855)		0	108	7	0	174	289
安政 3 年 (1856)		21	68	17	50	149	305
刑名別計		21	617	48	50	1385	2121

表 7-2 幕末期堺奉行所 入墨・敲刑に処せられた人数

年次	刑名	入墨之上 重敲	入墨 敲	入墨	重 敲	敲	年次別計
嘉永 3 年 (1850)		0	0	1	0	72	73
嘉永 4 年 (1851)		0	34	2	0	193	229
安政元年 (1854)		0	34	2	0	98	134
安政 2 年 (1855)		0	15	0	0	21	36
安政 3 年 (1856)		0	22	0	0	37	59
刑名別計		0	105	5	0	421	531

表8 天明期大坂町奉行所 在牢者の刑種別等人数

年次 刑種等	死刑	追放刑	入墨・敲刑	過怠牢	手鎖①	過料	非人手下	穢多・非人仕置	その他の刑など②	牢死	病死③	出牢④	翌年江越	牢舎人數	
天明2年(1782)	21	38	69	0	0	2	4	1	47	38	15	118	121	474	
天明3年(1782)	39	68	219	0	21	7	7	10	80	62	8	21	26	568	
天明4年(1784)	47	76	159	0	4	1	3	2	31	91	17	8	33	472	
天明5年(1785)	81	91	137	0	5	5	5	2	29	38	8	5	18	424	
天明6年(1786)	43	60	88	0	8	41	3	3	40	41	1	5	46	379	
刑種別等計	231	333	672	0	38	56	22	18	227	270	49	157	244	2317	
年平均	人	46.2	66.6	134.4	0	7.6	11.2	4.4	3.6	45.4	54.0	9.8	31.4	48.8	463.4
	%	10.0	14.4	29.0	0	1.6	2.4	0.9	0.8	9.8	11.7	2.1	6.8	10.5	100

注 ①敲可申付処、女之儀ニ付、手鎖2人。三貫文過料可申付処、無宿ニ付難差出旨申ニ付、手鎖5人含む。

②大坂三郷ニ罷在間敷54人、入墨之上大坂三郷ニ罷在間敷1人、脱衣之上難波村并大坂三郷罷在間敷1人、

敲之上国分村并大坂三郷ニ罷在間敷1人、大坂并堺表ニ罷在間敷1人、居村并大坂三郷ニ罷在間敷10人、

堺并大坂三郷ニ罷在間敷1人、西宮并大坂三郷ニ罷在間敷1人、合計70人含む。

③重病ニ付、小屋預・所預・村預・下宿之内、病死。

④手鎖可申付候得共、数日入牢ニ付、咎之不及沙汰出牢1人、数日入牢申付候付、咎之不及沙汰出牢1人、

過怠半日数五十日相満出牢2人、療治代銀一枚為相渡出牢6人、療治代銀弐枚為相渡出牢1人含む。

表9 幕末期大坂町奉行所 在牢者の刑種別等人数

刑種等 年次	死刑	追放刑	入墨・ 敵刑	過怠牢	手鎖	過料	非人手下	穢多・ 非人仕置	その他の刑など①	牢死	高原溜預中病死	病死	下宿所・旅宿預中	御赦ニ付出生牢	無構出生牢	翌年江越	牢舎人數
嘉永3年 (1850)	73	75	406	7	8	1	1	49	323	302	88	5	280	263	233	2114	
嘉永4年 (1851)	98	81	591	9	5	2	0	42	297	415	262	48	0	411	306	2567	
安政元年 (1854)	85	116	530	21	16	4	21	29	296	412	111	23	45	174	198	2081	
安政2年 (1855)	81	87	289	15	8	1	7	25	285	377	63	16	0	96	152	1502	
安政3年 (1856)	39	104	305	15	11	5	24	37	223	215	55	19	0	139	146	1337	
刑種別等計	376	463	2121	67	48	13	53	182	1424	1721	579	111	325	1083	1035	9601	
年平均	人	75.2	92.6	424.2	13.4	9.4	2.6	10.6	36.4	284.8	344.2	115.8	22.2	65.0	216.6	207.0	1920.2
	%	3.9	4.8	22.1	0.7	0.5	0.1	0.6	1.9	14.8	17.9	6.0	1.2	3.4	11.3	10.8	100

注 ①大坂三郷ニ罷在間敷114人、入墨敵申付、先達申渡有之候通、大坂三郷ニ罷在間敷2人、敵申付、先達申渡有之候通、  
大坂三郷ニ罷在間敷1人含む。

表10 天明期大坂町奉行所 追放刑に処せられた人数

表11-1 幕末期 大坂町奉行所 追放刑に処せられた人数

刑名 年次	遠島	追放	摶河両国払	坂三郷払	家財取上、大坂三郷払	所を構、大坂三郷払	大坂三郷払	所 扟	入墨入直追放	入墨之上追放	最前之入墨之際江猶又 入墨之上追放	入墨入直大坂三郷払	入墨之上大坂三郷払	入墨之上所 扟	入墨之上直敵之上追放	入墨敵之上追放	敵之上追放	敵之上摶河両国払	敵之上大坂三郷払	敵之上所 扟	年次別計
嘉永3年	11	9	5	0	0	1	5	8	4	1	5	4	3	0	0	1	17	0	1	0	75
嘉永4年	5	25	12	1	4	2	11	7	1	1	3	3	1	0	0	0	0	0	4	1	81
安政元年	10	31	8	0	0	0	11	20	3	0	4	7	5	0	1	0	15	0	1	0	116
安政2年	32	17	0	0	0	1	6	0	2	0	4	2	3	4	0	0	9	1	4	2	87
安政3年	7	14	5	0	0	5	8	14	5	1	5	2	2	0	0	0	16	2	3	15	104
刑名別計	65	96	30	1	4	9	41	49	15	3	21	18	14	4	1	1	57	3	13	18	463

表11-2 幕末期堺奉行所 追放刑に処せられた人数

年次	刑名	遠島	追放	泉州払	家財取上、居町を構、堺両郷払	雜物取上、居村を構、堺両郷払	雜物取上、居町を構、堺両郷払	堺両郷払	所 扟	入墨之上追放	刀脇差取上、敵之上追放	敵之上追放	脱衣之上追放	年次別計				
嘉永3年	0	3	2	2	1	14	3	1	2	1	1	0	0	0	31			
嘉永4年	2	10	4	5	2	5	0	3	4	0	5	2	1	3	0	6	0	52
安政元年	2	5	1	0	0	0	0	1	0	1	3	0	0	1	0	2	0	16
安政2年	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	0	0	1	4
安政3年	0	2	0	0	0	0	0	0	0	0	2	0	0	0	2	1	0	7
刑名別計	6	20	7	7	3	19	3	5	6	2	12	2	1	4	2	10	1	110

表12 天明期大坂町奉行所「穢多・非人仕置」人数

年次	刑名	追放刑		入墨・敵刑				過料	三貫文過料	年次別計	
		攝河両国払	大坂三郷払	入墨之上重敵	入墨之上敵	入 墨	候ハ、入墨				
天明2年 (1782)	穢多	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非人	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
天明3年 (1783)	穢多	0	0	0	3	0	0	1	0	4	
	非人	1	5	0	0	0	0	0	0	6	
天明4年 (1784)	穢多	0	0	0	0	0	0	0	0	0	
	非人	0	0	0	0	1	1	0	0	2	
天明5年 (1785)	穢多	0	0	0	0	0	0	1	0	1	
	非人	0	1	0	0	0	0	0	0	1	
天明6年 (1786)	穢多	0	0	1	0	0	0	0	0	1	
	非人	0	0	0	0	0	0	1	1	2	
刑名別計		穢多	0	0	1	3	0	0	2	0	6
		非人	1	6	0	0	1	1	2	1	12

表13 幕末期大坂町奉行所 「穢多・非人仕置」人数

		追放刑							入墨・敲刑					その他の刑					年次別計	
		入墨 敲之上追放	入墨 之上追放	敲之上追放	追放	擲河両国 払	坂三郷 払	入墨 之上所を構、 大	所 払	入墨 之上重 敲	入墨 敲	入 墨	重 敲	駄賃 錢取上、 敲	敲	過怠牢	手 鎖	過 料	叱 り置	
嘉永 3 年 (1850)	穢多	0	1	1	1	1	0	0	0	0	2	0	0	0	24	4	0	0	0	1 35
	非人	0	0	3	3	1	0	0	0	0	0	0	0	0	3	0	0	3	0	0 13
嘉永 4 年 (1851)	穢多	0	2	1	2	0	0	1	0	0	12	1	0	1	17	0	0	0	1	0 38
	非人	1	0	0	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	1	0	0	0 5
安政元年 (1854)	穢多	0	0	0	0	0	4	0	0	0	6	0	0	0	10	3	0	0	0	0 23
	非人	0	0	0	1	0	0	0	0	0	2	0	0	0	3	0	0	0	0	0 6
安政 2 年 (1855)	穢多	0	2	1	1	6	0	1	0	0	2	0	0	0	5	2	1	0	0	0 21
	非人	0	0	1	0	0	0	0	0	0	1	0	0	0	2	0	0	0	0	0 4
安政 3 年 (1856)	穢多	0	0	1	1	7	0	0	1	1	0	0	1	0	9	5	0	0	0	0 26
	非人	0	0	0	2	0	0	0	0	0	1	0	3	0	3	0	1	1	0	0 11
刑名別計	穢多	0	5	4	5	14	4	2	1	1	22	1	1	1	65	14	1	0	1	1 143
	非人	1	0	4	6	1	0	0	0	0	5	0	3	0	13	0	2	4	0	0 39

表14 幕末期大坂町奉行所・堺奉行所 在牢期間別人数

		1年未満	1年間	2年間	3年間	4年間	5年間	在牢総人数
嘉永3年 (1850)	大坂	1762	328	11	2	11	0	2114
	堺	489	34	0	0	0	0	523
嘉永4年 (1851)	大坂	2064	453	43	6	0	1	2567
	堺	697	49	0	0	0	0	746
安政元年 (1854)	大坂	1601	419	46	15	0	0	2081
	堺	348	43	0	0	0	0	391
安政2年 (1855)	大坂	1169	290	29	6	8	0	1502
	堺	102	9	0	0	0	0	111
安政3年 (1856)	大坂	1042	279	15	0	0	1	1337
	堺	109	33	0	0	0	0	142

## 付記

大阪市立中央図書館蔵「大坂城代土屋氏御用留」については、「大阪の部落史」編纂の過程で野高宏之大阪市史料調査会主任調査員から教示を受け、大阪市立中央図書館からは翻刻を許可していただくとともに、大阪の部落史委員会事務局の横山芳子・崎谷裕樹の両氏からは種々ご協力を得たことを明記し、深く感謝の意を表します。